

## 令和6年第2回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

### 1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

### 1、本日の欠席議員（なし）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	防災課長	渡部尊志
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
健康推進長	齋藤晴美	農林水産課長	須田益巳
建設課長	竹内千尋	上下水道課長	齋藤和俊

#### 1、本日の議事日程は次のとおりである。

##### 議事日程第3号

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開議

##### 第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに15番森鉄也議員の一般質問を許します。15番。

【15番（森鉄也君）登壇】

●15番（森鉄也君） おはようございます。それでは、トップバッターということで大きく3点について通告しておりますので、順に従って質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

新型コロナウイルスの感染者が国内で初確認されてから、去る1月15日で4年が経過しました。昨年5月、感染症法上の扱いは季節性インフルエンザと同じく同等の5類へ引き下げられ、コロナ禍での行動制限がなくなり、引き続き感染症対策は「自己責任」とされ、コロナ禍前の日常が徐々に戻りつつある一方で、昨年11月下旬以降、第10波の到来とも言われる流行の波が押し寄せており、能登半島地震の被災地避難所などでも感染が拡大し、感染対策も取りにくい中、厳しい状況が続いているようです。被災され、今なお不自由な避難生活を送られている皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

現在は、オミクロン株の1種「JN. 1」という免疫を回避する力が強まっていると見られる変異ウイルスによる感染者が増加傾向にあり、一方で、今も後遺症で苦しむ患者は500万人とも言われ、新たな国民病と指摘し、支援が急務と訴える専門医や、新型コロナはもう大丈夫ということではなく、決して甘く見てはいけないと訴える研究者もおおり、引き続き予断を許さない状況にあると言えます。

以下について伺います。

(1) 5類移行後は指定医療機関による定点把握で1週間ごとの新規感染者の公表となっておりますが、市としては感染状況をどのように把握しているのか。また、インフルエンザと新型コロナの同

時流行、集団発生など患者数が増加傾向との報道もありますが、本市の感染状況と集団発生の有無について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、森鉄也議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

あらかじめ申し上げておきますが、追加答弁、あるいは再質問等があれば、それに対する答弁等については担当の部課長が行う場合もありますので、よろしく願いいたします。

初めに、大きな1番の(1)です。感染状況についてですが、県の感染症情報センターからの秋田県感染症発生情報と保健所ごとの定点把握対象疾患週報、この二つにより把握をしているところであります。

本市の感染状況についてはありますが、2月の第1週の由利本荘市を含む当管内は、定点把握値が8.5人で、1月第4週よりも1ポイント増となり、増加傾向にありましたが、2月の第3週では7.5人となり、落ち着いてきている状況にあります。定点把握値は、一医療機関当たりの患者数の平均値ですので、2月の第3週の定点把握値が7.5人で、市内の医療機関が大小合わせて10か所あることから、市内の感染者数は75人程度という推計となります。集団発生状況については、医療機関や介護高齢者施設、保育児童施設において、1事例10人以上の感染者が出た場合に保健所への報告が義務づけられているというものであります。由利本荘保健所へ確認したところ、現在まで、にかほ市内の施設等から報告はないということでありました。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ただいま本市の感染状況等についてご答弁いただきました。

それで再質問ですが、由利本荘管内での定点医療機関は6機関となっているようですが、本市の医療機関も含まれているのか。それから、注意喚起等情報提供の意味から、プライバシーに配慮した上で市も公表してもよいのではと思いますが、ご見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 議員がおっしゃるように、注意喚起の意味から特定しない形での公表はしてもよいのではないかということについてですが、定点の医療機関について医療機関名が公表されておりませんので、市の医療機関が今含まれているかは分からないという状況にはあります。集団発生時における市の報告義務でありますけれども、保健所への報告というのは、それぞれ医療機関や介護福祉などの障がい者施設も含めてですね、そういう障がい者施設なども含めて社会福祉施設及び児童保育等の社会福祉施設に対しても義務づけられておりますので、市が直接、あるいは間接的に報告をするということはないというものであります。

先ほどの注意喚起の意味での公表についてですが、過去において、やはりいろいろな流布といたしましうか、誹謗中傷等も流布された経緯もありまして、社会問題化したこともありますので、今のところですね——もっとも県がここら辺の公表するという、県の役割でもありますが、私の考え方としても、なかなか公表するということについては控えさせていただきたいなというふうな考え

ております。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 県では、県内51の定点医療機関からの報告を基に、週1回、保健所別に公表しているところでございます。答弁あったように当市ではちょっと控えたいということでございますので、今後のことに注視したいと思います。

それで、(2)番に移ります。厚生労働省発表の資料によると、特例臨時接種による全額公費によるワクチン接種は、この3月末で終了し、これまでと違い、接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定もなくなります。ワクチン接種の効果は、感染・発症予防効果持続期間2か月から3か月、重症化予防効果は1年以上、一定程度継続しての接種が有益であるとされています。本市の令和6年4月以降の新型コロナウイルスワクチン接種について、現在検討されている内容、方針について伺います。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、(2)番についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種は、全国的かつ急速な蔓延により国民の生命、健康に重大な影響を与える疾病として国が対応すべき緊急必要な予防接種として実施されましたが、現在は重症化率が低下し、また、抗ウイルス薬が複数利用可能となり、一般流通も行われている状況であります。これらを踏まえて、令和6年4月以降のワクチン接種は、個人の発病、重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図ることを目的とした接種として、予防接種法のB類疾病に位置づけられており、法に基づき、季節性インフルエンザワクチン等における高齢者の定期接種と同様に実施していくこととなります。

内容については、65歳以上の方と、60歳から64歳の方のうち、疾病、心疾患等、重症化リスクの高い方については、定期接種として自己負担7,000円程度を伴う形で、年に1人1回、秋冬の時期に実施する予定であります。接種の体制は季節性インフルエンザの接種体制に準拠する想定ですが、使用ワクチンの種類や市場流通の時期、価格等について、国が検討を継続しており、現段階で決定はしておりません。今後、国の方針決定や県内市町村の動向、接種医療機関との協議等を踏まえながら、秋冬接種に向けての関係予算については、令和6年度中の補正予算で措置したいと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） いずれ個人負担でいくということで、他の自治体等も見ながら令和6年中の補正予算で対応したいということですが、県内の一部自治体では、国の示す接種費用を7,000円と見込んで、生後6か月以上の接種者全員に3,000円を助成することとして当初予算に計上したとの報道もありました。先ほど7,000円ということもございましたので、今後、そのうちの幾らを市が助成するのかということこれから検討するということの解釈でいいでしょうか。

それで、この7,000円というのは、任意接種の場合ですね、任意接種の場合は7,000円できるという解釈でいいんでしょうか。お伺いします。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） 初めに助成についてですが、まず本市はこれまで、感染症や重症化、死亡に至ることによる市民の社会的損失を防ぐために、ほかの自治体よりも先進的に取り組んできておりました。で、この場で幾ら補助をする、助成するという形のものとは決まっておられませんので申し上げることはできませんが、健康保持の意味でも、今後、全世代へ接種費用の一部助成というところで、医療機関と専門的知識持っているところと協議しながら、他市町村の動向も踏まえながら検討していきたいと考えております。

で、任意接種の金額については7,000円というところでの金額のお話でしたが、国の今の示されている数字は7,000超という表示になっておりまして、そこもまだ決定されていないという状況であります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） いずれ7,000円という見込んでの、これからの対応ということであります。

それで、先ほど全年代への助成を考えているというようなことでございました。

それで再質問となりますが、ワクチンの接種の回数ごとの接種率と申しますか、1回から7回目であるわけですが、その接種率についてお伺いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 健康推進課長。

●健康推進課長（斎藤晴美君） それでは、にかほ市の1回目から7回目までの接種率をお知らせします。

こちらは2023年1月1日時点の人口データを基に接種率を算出したものです。1回目につきましては93.7%、2回目については93.3%、3回目については85.2%、4回目については67.7%、5回目については47.1%、6回目については31.7%、7回目については20.4%となっております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ありがとうございます。

それでは、2番の方に移りたいと思います。水田活用交付金の厳格化と畑地化支援制度についてでございます。

昨年、「水田活用の直接支払交付金」の対象となる水田の条件の厳格化が示され、農業者及び農業団体からは異論が続出し、その結果、農水省では水稲作付を基本としながら、水稲作付と同程度の湛水管理「水張りを1か月以上行うこと」と「連作障害による収量低下が発生しないこと」とする「5年水張りルール」の追加と、水張りが困難な水田は畑地化を条件に「畑地化支援制度」も示されました。前回の答弁で、市全体の水田水張面積2,981haのうち、転作作物のソバ作付は427ha、不作付農地は487haとのことでした。当地域ではソバという転作作物に着目し、新たな法人も遊休農地を借り受け取り組むなど、今ではソバ作付が定着し、産地化に向けて作付が拡大してきており、耕作放棄地抑制と農地の保全が図られてきているものと考えます。

今般の水田活用交付金の厳格化によって、これまでの積み重ねに様々な影響を及ぼしかねないようにも思われ、とりわけ今進めている地域農業の将来の姿を示す「地域計画策定」にも大きく影響

するのではないかと大変危惧しているところです。

以下について伺います。

(1)水田活用交付金対象水田の厳格化が示された初年度令和5年度における「畑地化支援」の申請状況と結果について、可能であれば県の取りまとめ状況もお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな2番についてお答えをさせていただきますが、(1)番、(2)番については担当の部長よりお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、ご質問の大きな2番、(1)についてお答えをいたします。

国による畑地化支援については、令和2年度から、水田活用の直接支払交付金の一つのメニューとして高収益作物畑地化支援が設けられ、水田から畑地への転換に対し、品目を問わず、10a当たり17万円を交付する支援がありました。

しかし、今年度、水田活用交付金のメニューから畑地化支援が除かれ、新たに水田を畑地化する農業者に対する支援、畑地化促進事業が設立され、その内容は、畑地化支援、定着促進、産地づくり体制構築等支援の3本立てとなっております。畑地化支援は、水田から畑地化する際、高収益作物には10a当たり17万5,000円、その他の作物には14万円を交付するものです。定着促進支援は、畑地化した後の作付に対し、10a当たり2万円を5年間交付するか、または一括で10万円を交付するといったものであります。産地づくり体制構築等支援は、畑作物の産地づくりに取り組む経費や、土地改良区の地区除外決済金等を支援するものです。

ご質問の畑地化支援の申請状況は、一次要望調査の段階で3個人、2組織の計5件、作物別では、ブルーベリー、業務用キャベツ、アスパラガスが各1件、ソバが2件、金額は合計で約2,100万円です。このとき採択されたのは業務用キャベツ1件だけでしたが、その後、本人からの要望で取り下げられております。昨年11月には、一次要望で採択とならなかった農業者に対し、第二次の要望調査がありましたが、希望する方はおらず、結果として、令和5年度において畑地化促進事業の支援を受けられる方はいらっしゃいませんでした。

次に、県の取りまとめ状況についてであります。

県全体では415経営体から要望がありましたが、採択は98経営体となっており、採択率は23%であります。また、高収益作物の要望の53%が採択されておりますが、その他の畑作物は要望の24%しか採択されておらず、ソバなどの畑作物より高収益作物の方が2倍以上も採択されやすい傾向にあります。

以上であります。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 採択率が、県の場合はソバの方は高収益に比べて半分以下ということのようですが、市に申請したのが、採択までいったのがキャベツ1件ということだったようですが、令和8年までの間で決めればよいというようなこともあって様子見も多いかとは思われますけども、

かなり少ないように思われます。

それで(2)番の方に移りますが、(2)水張りの困難な圃場については、選択肢として新たに「畑地化支援制度」が創設されたところですが、申請する前段階で、中山間地では50a以上の団地形成や用水路設備等の確認など、制度自体のハードルが高いとの声もあります。また、ソバは他の畑作物に比べ優先度が低く、採択は無理だとして申請自体を諦めている農業者もいます。

畑地化支援制度は、長い間ブロックローテーションが行われず、畑作物の作付が定着している圃場は、地域の実情に応じ畑地化に転換し、産地化による安定した農業経営が継続できるよう取り組むための制度と考えます。国から求められている畑地化の要件とはどのようなものなのか。また、本市の中山間地における水田の実態と重ね合わせた場合、畑地化を選択し取り組もうとする農業者をどのようにサポートしていくのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、(2)についてお答えをいたします。

初めに、畑地化地促進事業の要件については、主に七つあります。1、現況において非農地に転換された土地でないこと。2、畦畔等の湛水設備及び所要の用水供給設備を有することなど、水田活用交付金の交付対象水田要件を満たしていること。3、前年度において、主食用米、戦略作物または産地交付金等の交付対象となった作物が作付けられていること。4、概ね団地化された畑地を形成していること。5、今後5年間は高収益作物、また一般作物の作付を行うとともに、6年目以降も本事業の趣旨に沿った農地利用を行うこと。6、交付申請手続までに畑地化することについて、地域の関係機関の同意を得ていること。7、農地が借地の場合は、交付申請手続までに土地所有者の同意を得ていること。これら全ての要件を満たしていることが条件となります。

また、森議員のご質問でハードルが高いとご指摘のあった中山間地での50a以上の団地化については、国では面積要件を示さず、地域で設定するものであります。とはいうものの、例えば30aでの団地化は承認を得られず、にかほ市農業再生協議会では、国の農地集積・集約化等対策事業実施要綱で定められている団地化の要件に倣う形で、平場は1ha、中山間地で50a、高収益作物については、平場、中山間地を問わず25aと定め、国の承認を受けております。

なお、由利本荘市などほかの自治体では、平場、中山間地や高収益作物等の区別なく、全てを1ha以上としているところもあります。

また、用水路設備の確認についてもハードルが高いとのご指摘がありましたが、このことについては、これまでの水田活用交付金の対象要件と変わっておりませんが、用水路の設備の現況写真の提出が義務づけられ、確認内容の精度が上がったものであります。

次に、畑地化に取り組む農業者をどのようにサポートしていくのかについてであります。

森議員のおっしゃるとおり、国の畑地化促進事業はブロックローテーションに向かない作物が交付金の対象外となるため、畑地化を促し、産地の安定化を図るものであります。本市で転作物として定着しているソバも、水稻とのブロックローテーションには不向きのため、現状のままでは令和9年度以降には作付が激減し、耕作放棄地の増加が懸念されております。そのため、新たにブロックローテーションが可能な高収益作物に転換することも考えられますが、ソバで黒字経営を図ると

いうことも検討に値すると思われま

その方法としては、単収と販売単価の向上、コストの削減、6次産業化などによる高付加価値化が挙げられます。特に単収については、全国平均の61キロに比べて本市の場合は29キロと低く、向上する伸び代は十分にあります。これは秋田県全体に言えることで、ソバの作付面積は全国第3位ながら、収量では第7位であることから明らかです。しかし、作付面積が大きいということは強みになるということでもあります。また、今年度、秋田県ではソバの生産維持のため様々な取り組みを始めており、本市のソバ生産組織も連携して取り組んでおります。本荘由利地域では、新たにソバの里づくり協議会を立ち上げ、ブランド化による買い取り単価向上、新しい加工品の開発、ソバ街道などのイベント開催による販売促進を支援しております。また、由利地域振興局では単収100キロを目指す実証を行っており、にかほ市内では単収166キロとなった圃場もあります。本市においてもソバの実を使った炊き込みご飯の商品化に取り組んでいる組織もあります。排水性の向上や土づくりの改良など取り組むことは多くなりますが、畑地化に向け躊躇している方には、こうした事例も紹介してまいりたいと思います。

いずれにしても、農業者へのサポートについては、JAなどの関係機関と連携して、また、現在策定中の地域計画の話し合いなどを通じて、地域や個々の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） ありがとうございます。いずれ農業者の一定の収量の確保ということが非常にこう、ソバについては大事になってくるように感じました。併せて市の方でも、今部長から説明あったような、そういうこともPRしていただければなと思います。ひとつよろしく願いたいと思います。

それで再質問ですが、市の農業再生協議会策定の令和5年度にかほ市水田収益力強化ビジョン案で、畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取り組み方針、目標が示されており、ソバと大豆の作付を支援し、畑作物の定着が見られる圃場は畑地化を促進し支援を行うとしています。ビジョンに掲げた畑地化を促進し支援を行うとは、具体的にどのようなことか。先ほどご答弁のあったことも含めまして、再度お願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 農林水産課長。

●農林水産課長（須田益巳） にかほ市水田収益力強化ビジョンに示されている、議員おっしゃるとおりの記述が確かにございます。で、具体的に、市としてその畑地化の促進というところに具体的に取り組んでるところはありません。第一答弁、農林水産部長がお話したとおりの支援であったり、そういったところにとどまっているものであります。その支援もこれから特に力を入れたいというところでもあります。現状はそういったところでもあります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(3)番に移りたいと思います。水張もできなく水田活用交付金の対

象から外れ、畑地化支援制度の団地化の対象にもならないとなれば、支援のない継続は困難で、借地返還などで現在500ha近い不作付農地、耕作放棄地の更なる拡大は明らかです。令和8年度の期限までの様子見や、迷っている農業者が多数と思われますが、畑地化支援金も今後継続される保証はなく、突然打ち切られた場合、支援がなくなり、耕作を断念せざるを得ない状況にもなってしまうと思います。多額の費用と労力をかけてまで水田の機能を再現することができない農業者は多いものと思われます。農地の有効活用と耕作放棄地を増やさないための長期的な対策が必要と考えますが、市はどのように地域の農業を支え、農地を守っていくのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)についてお答えをさせていただきます。

本市を含む秋田県の農業の現状については、今議員がご指摘されたとおりで思っております。今後10年間の間に農業従事者の高齢化と減少によって耕作放棄地が拡大し、農業・農地の維持が困難になってくることは容易に想定されているところであります。そのため、現在こうした課題に取り組むべく、旧小学校単位を中心として地域協議会を設置し、地域農業の在り方を考えながら将来に向けて行動を起こそうとする地域計画を今策定に向けて話し合いが行われている真っ最中であります。

ご質問の市はどのように地域農業を支え守っていくのかにつきましては、まずは現在の農業施策を着実に進めながら、地域計画の策定を進めていくというところであります。そして、令和7年度からは地域計画を実行に移す地域協議会ごとにサポートをし、国・県の事業の活用を図りながら農地の有効活用と農業振興を進めてまいりたいと考えております。また、水田活用交付金の見直しによる影響緩和などを含め、地域の実情に合った市独自の支援についても今後検討をしてみたいと考えております。

なお、ご質問にもありましたような地域計画の概要などについては、担当の部長からお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、地域計画の概要についてお話をさせていただきたいと思っております。

初めに、地域計画は、地域の現状や課題を踏まえ、水稲と高収益作物との複合経営、有機農業の導入、水田の畑地化など、地域の実情に合わせた取り組みについて話し合い、農業を継続する区域と保全管理する区域などを定め、今後10年程度の将来の農業計画を示すものであります。今年度当初の話し合いでは、今後の農地や農道の維持管理、水田活用交付金の見直しなどに対する不安の声が多く挙がっておりましたが、話し合いを進める中で前向きな意見も多くなってきております。また、地域協議会は、農業者、市、県、JA、土地改良区、農業委員会等が連携していること、経営規模拡大の意向がある農業者を登録して農地をあっせんする仕組みを構築したことなどにより、広範囲な情報が持ち寄られていることも積極的な話し合いに効果を発揮しております。実際に、現況の不作付地と今後は担い手不足となる農地を集約して、地域外から農地の受け手を確保しようとする

ている地域もあります。一方で、まずは地域外の人には頼らず、自分たちで持続可能な農業の在り方を考える地域もあり、将来に対する考えは地域によって様々であります。昨年から話し合いを進めてきたことによって、これまで農業者や生産組織の単位で守られてきた農地を一つの地域として次の世代に着実に引き継いでいくという機運が醸成されてきていることが、現時点での大きな成果であると思います。今後の地域協議会では、どの農地をどの担い手が担っていくのかや、地域としてどの作物を進めていくのか、農地中間管理機構の活用による担い手への集積、農地の集約、担い手不在農地における地域内外から多様な経営体の参入など、具体的に将来の農業の在り方を描き、令和6年度中に地域計画を策定することとなります。

地域計画は、策定して終わりではなく、地域農業の基盤とすることで新たなスタートとなるものであります。来年度中に全ての農地を担い手を決めることは難しいことでもありますので、地域に合ったスピードで徐々に計画を練り上げ、できることから実行に移していくことが重要であります。その中で、一定の面積は、農業上の利用が行われる農地から担い手不在により保全等を進める農地になることも避けられないことであると思っております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 今後の、今進められている地域計画の策定、これは確かに農業者にとっても改めてこう考えさせられるよい機会だなと私も思っております。いずれにいたしましても、農業者が年々減少する中で、戸惑いや意欲の低下で営農継続を諦めることのないような、短期的な支援にとどまらない地域の実情に合った長期的な施策の展開に期待したいと思います。よろしくお願いいたします。それでこの質問は終わりたいと思います。

次に、3番の脱炭素社会実現のための取り組みについてでございます。

本市では、昨年5月に環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を受け、脱炭素推進協議会による計画策定の取り組みがスタートし、各機関からの情報収集、市内再エネポテンシャルの推計や地域課題の確認のほか、令和6年度では住民や事業者を対象とした再エネ・省エネ等に関するアンケート調査を予定しているようです。

以下について伺います。

(1)夏季及び冬季の家庭での電力消費は、エアコン、冷蔵庫、照明で5割以上を占め、節電の際には省エネが大きなポイントになるとされています。国や県、そして県内自治体の中には、事業者（観光事業者含む）等に対し、省エネ投資（LED化等）を促進・支援する補助制度を作り、自治体主導で取り組んでいます。特に、県や一部自治体では申し込みが殺到し、追加で2次募集するなど、事業者等においても省エネに対する関心はかなり高まってきているように思います。本市も脱炭素・省エネに対する機運を高め推進する上からも、事業者や個人の省エネへの取り組みに対する補助制度についての考えはないか、見解をお伺いします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな3番の(1)についてお答えをさせていただきます。

現在、秋田県では、議員がご指摘のように省エネ家電の取得等に対する補助を行っております。また、LED照明への切り替えに対する補助金制度のある市町村もあります。このうち市町村実施の補助に関しては、省エネの機運醸成という観点のほかに、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の下支え的要素も大きかったように思われます。

地域の脱炭素化や省エネの取り組みに対し市民の皆さんのご理解は必須であり、そのための手段として省エネ家電への補助については、分かりやすく有効であると考えてはおります。しかしながら、継続的な補助支援には財政的な課題もあります。既に経済産業省や秋田県または東北電力において、省エネに特化した工事や省エネ家電取得への補助などの支援が行われており、にかほ市においても、現在実施している住宅リフォーム補助金において外壁屋根の断熱化工事や窓の二重サッシへの交換による断熱化、照明器具のLED化などを対象としていることなどもあることから、現段階では新たな補助制度を創設することは考えておりません。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは再質問ですが、国や県の補助制度もおっしゃるとおり、個人向け、あるいは事業者向け、いろいろあるようです。そして県では、リフォーム補助金の対象項目として省エネ推進を全面に掲げて積極的なPRもしております。先ほど市の方のリフォーム補助も対象になるということでしたが、補助率が5%程度ということですので、その辺のところを少しこう嵩上げするようなこともできないのかなとちょっと思います。

それで、地域脱炭素の実現には、再エネの導入とともに省エネを促進するのが最も効果的で近道であるとも言われています。現在市で取り組んでいる防犯街灯、あるいは道路照明灯などのLED化は、省エネの大きな効果が期待できるものと思っています。脱炭素に向け、再エネ並びに省エネに取り組もうとする積極的な施策と情報発信を望むところですが、どのように市民、あるいは事業者を巻き込んで取り組んでいくのか、市長のご見解を伺いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今の再質問にお答えをさせていただきますが、いずれ今のお話は(2)にもつながっていくご質問かと思っております。(2)でもお答えをさせていただきますが、現段階においては、やはり脱炭素に向けた取り組み、これは今急加速をして担当の方でも検討、あるいは協議を進めているところであります。再エネ・省エネに向けた取り組みを順次協議会を含めてですね、先ほどの住宅リフォーム制度に対する補助金についても、今あるメニューだけでいいのか、補助率も含めて再検討するべきではないかなというふうにも考えております。いずれにしろ、脱炭素に向けた取り組みとセットでやっていく方法がインパクトがあるのかなと思っておりますので、そこに向けて今鋭意努力をしている最中だというふうに、まずは申し上げさせていただきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） それでは、(2)、2番に移りたいと思います。2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、「オール秋田」での機運を盛り上げようと、県は脱炭素社会の実現に向けて、具体的なアクションに取り組んでいる企業団体を「秋田ゼロカーボンアクション宣言企業団体」として、1月22日時点ではございますが、133企業団体を登録、公表しています。本市をはじめ17自治体と市

内3社を含む116企業と、多くの自治体・企業がアクション宣言を行っています。

市長は、さきの同僚の一般質問に対し、「ゼロカーボンシティ宣言」の時期については、「地域脱炭素推進協議会と議論をしながら、遅くない時期での宣言を検討する。タイミングについては今後の状況を見極め検討したい。」とご答弁されていますが、「オールにかほ」での脱炭素への意気込みを示し、機運を高めるために「ゼロカーボンシティ宣言」を早期に行うべきではないかと考えますが、市長の具体的なタイミングというものについて伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 前回の12月定例会でも答弁しているとおり、ゼロカーボンシティ宣言については、計画づくりを進める中で、にかほ市地域脱炭素推進協議会での審議を行い、市民や各種業界団体への啓発活動を展開しながら、地域を巻き込んで市内の脱炭素機運を高めた上で、関係者・団体が一緒になって宣言を行いたいと考えていることについて変わりはありません。協議会でも調整しながらタイミングを見て、令和6年度中の遅くない時期での宣言を考えているというところであります。

一つ追加で申し上げますと、やはり宣言をするだけでは、もはや私としては足りないのかな、インパクトがないのかなというふうに思っております。より多くの人たちに積極的に参加していただかなければなりません。そのためには、宣言だけではなく、やはり特徴ある事業とセットになってなければならないということで、その今事業を一生懸命、立案、検討、練り込んでいます。ですので、宣言と特徴ある事業とのセット化をもくろんでいるということで、ここだけで、宣言だけで終わりたくないというのが裏にある事情であると、意思だというふうにご理解をいただきたいと思えます。

●議長（宮崎信一君） 森鉄也議員。

●15番（森鉄也君） 再質問という形になるかと思いますが、ただいまのご答弁で、令和6年度中の遅くない時期にということで、宣言については事業とセットで行いたいというご答弁のように感じました。既に県内では、秋田県、それから隣の由利本荘市をはじめ9市町村が宣言済みです。私としては、当市は既に脱炭素に向けて取り組んでいるというような感覚でおるわけですが、私の思いとしては、市民、事業者の本気度をむしろ市から示すべきじゃないかということで宣言を先にしていただきたいという思いでございますけれども、くどいようですが、市長から再度伺いたいと思えます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） この脱炭素宣言については、やはり私もとても重要な施策——当然のことながら——であると思えますし、部長会議を通じて職員の皆さんにも、脱炭素宣言によって——政府の方向はですよね——としては、脱炭素宣言、まあ脱炭素の取り組みによって地域課題を解決するという考え方ではありますけれども、そういう考え方もう非常に重要だと思っております。ですので、地域課題というものについて、やはり先ほど来、まあ言ってしまうと、宣言だけだと本気度を示すことになるのかというのは、ちょっと私も懐疑的なところがあって、この宣言をして、この事業をやりますということ、それによって本質的な取り組みに進んでいけるのではないかなという

ふうに思っています。

かつてですね、こどもどもんなか宣言をやりました。あれは宣言だけでしたが、どうしてあれ宣言だけをしたかという、あのときは、もう既に子育て支援の取り組みとか、あるいはそういう細かい取り組みを全て大体私としては行ってきているという考えがありましたから、宣言を後から追加してやることもできたんですが、今回については、先ほど議員がおっしゃるように、既に市としては脱炭素の取り組みは始めてはいますけれども、ほかの自治体との比較をしたときに大きく差異あるものであるかという、そうでも、特徴あるものというのはなかなかまだ提示できていないなということもあって、そこに先ほど言ったような合わせ技を使いたいなということを先ほど来申し上げているというところであります。

●15番（森鉄也君） 終わります。

●議長（宮崎信一君） これで15番森鉄也議員の一般質問を終わります。

所要のため、11時5分まで暫時休憩といたします。

午前10時55分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7番齋藤進員の一般質問を許します。7番。

【7番（齋藤進君）登壇】

●7番（齋藤進君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず初めに、このたびの能登半島地震によって多くの尊い命と、それから多くの方々が被災されました。お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

質問の目的、趣旨、背景ですけれども、地震等の災害から市民の生命、財産を守り、最小限に被害を食いとめるために、このたびの能登半島地震の教訓から、同じ日本海側に位置する本市の防災・減災対策を確認するという内容です。

それでは、能登半島地震での被害と犠牲の分析から見えてきたもの、取り組むべき施策について質問いたします。

令和6年1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生し、当初は実態がつかめないほどの家屋の倒壊や、がけ崩れ、ライフラインや道路の寸断など、そしてより多くの尊い命が奪われ、今なお長く厳しい避難生活を余儀なくされてきたということでしたけれども、震災から2か月が経過した3月1日時点の被害状況が報道されています。避難生活は少しずつ改善してはきているものの、依然厳しい状況は続いていて、住宅被害については7万5,421棟、1次、1.5次、2次合わせた避難者は石川県内で1万1,499人、断水においては、いまだに約1万8,880戸、そして死者に関しては災害関連死を含めて241人で、負傷者は1,188名と報じられています。

話戻しますが、また、その発災したほぼ同時刻に、にかほ市では午後4時12分、市内沿岸部の芹田地区、金浦地区、黒川地区、三森地区、象潟地区、飛地区、平沢地区、両前寺地区の計4,562世帯、1万2,509人に避難指示が出され、これに伴い避難所が開設されたのは午後4時47分で、仁賀保公民館、金浦勤労青少年ホーム、象潟公民館の3か所、実際に避難所への避難をした人は3か所で最大避難者数は209人と発表されました。また、翌日の1月2日午前9時、沿岸地区に出されていた避難指示は解除されています。

そこで、今回発生した能登半島地震は、秋田の災害リスクと共通点が多いと報道されていることから、にかほ市の対応などから以下の5項目について伺います。

2011年以来、想定外をつくらないという考えのもと、地震・津波対策に取り組んでこられたと思いますが、(1)初めに津波注意報に対する対応と行動について。

①今回の地震で津波注意報が発表され、本市においては発災から2分後に市内沿岸部に避難指示が出され、翌日午前9時に避難指示を解除しています。お隣の遊佐町では、避難指示中に避難所を閉鎖したとの報道もありました。その発令から解除までの市のプロセスはどうだったのか。午後4時10分発災、翌日の午前9時までの約17時間の間であります。

②避難について、「自らの命は自らが守る」との意識を持って適切な避難行動をとるようと言われています。象潟地区の一部情報として寄せられているのは、象潟地区では、象潟庁舎から長岡方面への市道が数珠続きの渋滞になり、交差するあらゆる農道にも車が入り込み、象潟インターの入り口の広場もほぼ車で一杯、奈曽の白滝駐車場も多くの車で埋まったとのこと。また、1月16日に行われた議員と語ろうの室沢老人クラブでも、車での避難についての話が出てきました。今回の発災は1月1日元旦の夕方、薄暗くなっていました。例年であれば、それなりの積雪もしくは吹雪等の悪天候もあり得るところですが、幸い積雪もほとんどなく穏やかな天候であったにもかかわらず、ハザードマップの避難時の注意点に「車による避難は原則禁止！」と記されているにもかかわらず、自家用車での避難者が多かったという目撃情報が寄せられています。もし吹雪や断続的な積雪があったならば、2次災害へと発展しかねない危険な状況だと認識しています。また、このような状況を生まないために、呼びかけ等の処置をとっていたのか伺います。

③市内3か所の避難所の開設について、3か所の開設が適切であったのか伺います。

④避難指示対象者に対して実際に避難所に避難した人の割合が1.67%しかなかった。この数字をどのように見ているのか伺います。

また、⑤冬季間、厳冬での発災に対する避難、要支援者への対応などへの対策はどのようになっているのかについて伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤進議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、能登半島地震への対応や市の防災対策などについて、たくさんのご質問をいただいております。全体に共通することとして、まずは私自身の思いを述べさせていただきます。

今回、同じ日本海沿岸での災害ということで、これまで現地で起きていることは、まさに他人事、

人ごとではないと痛感しているところであります。また、本市においては、津波注意報の発表に伴い一部区域に避難指示を発令しましたが、これらの対応やこれによって市内で起きていたこと、これらに関しても非常に多くの課題が表明したことと思ひ、重く受け止めているところであります。これらの課題については、できることから順次早急な改善に努めておりますが、市民の皆さんの命と財産を守っていくためには、非常に多くのことを根本から見直す必要があると改めて認識しているところであります。より実効性の高い仕組みや対策を市民の皆さんとともに作り上げ、そして訓練などを重ねていきたいと考えておりますので、まずは申し述べさせていただきたいと思ひます。

なお、議員の個々のご質問に対しては、(3)番は私から答弁させていただきますが、そのほかにつきましては、かなり詳細な内容になっておりますので、それぞれの担当部長から答弁をさせていただきますと思ひます。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、私から(1)についてまずお答えをいたします。

初めに、①の避難指示の発令から解除までの市のプロセスについてでございますけれども、資料を使って説明をさせていただきます。

通知いたしました資料は、市の対応状況を時系列に整理したものです。1月1日の16時10分に能登半島地震が発生いたしました。16時12分に気象庁から津波注意報が発表されたのを受け、防災行政無線からJアラートの自動放送で津波注意報が発表されたこと、海岸から離れることなどを伝え、ほぼ同時に市の防災あんしんメールを通じて文字情報でも発信をしております。また、にかほ市災害警戒部を設置し、第1動員の職員に対し緊急参集のメールを送信しております。そして避難指示の発令を決定し、16時30分には防災行政無線により緊急放送をいたしました。防災課と消防本部の連携不足により、この際「避難勧告」と放送をしたところでございます。16時45分、再度、防災行政無線により防災課が改めて避難指示を放送し、同時に防災あんしんメールで、象潟、金浦、仁賀保の3公民館に避難所を開設したことを配信しております。その後秋田県総合防災情報システムを通じて避難対象の区域、世帯数、人数などを県と共有し、テレビなどのメディアでその内容が速報されております。各公民館の避難所からは避難者数の報告を受けており、18時時点が合計141人で最も多い時間帯となっております。翌日の避難所閉鎖までの延べ人数は131世帯の209人でした。18時33分、にかほ市災害警戒部の会議を象潟庁舎で行い、発災後の経過を共有し、対応を協議しております。避難所には10人の方々が宿泊をされましたが、翌1月2日の7時前には全員が帰宅をされております。また、隣接する山形県遊佐町までの範囲で出されておりました津波警報が2日の未明には既に津波注意報に切り替わっておりましたので、津波の脅威が軽減したものと判断をし、2日9時に本市沿岸部への避難指示を解除しております。そして10時に津波注意報が解除されたのを受け、避難所を閉鎖し、市の災害警戒部を廃止しております。

以上が今回のプロセスでございますが、これらの対応の過程におきまして、あるいは事後の検証におきまして、多くの課題が表面化したところでございます。

市の避難指示等の判断伝達マニュアルにおきましては、気象庁が津波注意報を発表した際には、

市内の沿岸津波浸水想定区域に対して避難指示を発令することを定めておりました、当日は実際にそのとおり避難指示を発令したところでございます。しかしながら、津波注意報の発表に伴う気象庁からの注意喚起の内容は、海の中や海岸付近は危険なので海岸から離れてくださいという趣旨のもので、海域あるいは海岸のエリアに特化した内容でございました。そして市のもう一つのマニュアル、地震等緊急対応職員初動マニュアルでございますが、これにつきましては、そうした気象庁の警戒度に準じる形で、津波注意報が発表された場合の職員の参集範囲を第1動員と定めております。この第1動員というのは、災害警戒部の設置を想定しており、避難指示の発令時に必要な災害対策本部の設置を想定したのではなく、また動員する職員についても、避難区域内の全員避難を想定した人数、あるいは役割分担にはなっていないというものでございます。つまりこの初動マニュアルというものは、津波注意報によって避難指示が発令されるということを想定していないという内容になっているものでございます。今回表面化した大きな課題の一つは、このように市のマニュアルの内容が相互に整合していなかったということでございます。

そして、その結果といたしまして、避難指示を発令したにもかかわらず、それに見合った行政としての対応や市民への働きかけへとつながらなかったと。このことは大きな反省点であり、早急な改善に向けた検討を現在行っているところでございます。

今回多くの一般質問をいただいている中で、皆様が疑問に思われていることの多くがこの問題に由来しているものと思われましたので、この後の答弁の前提として、ここで説明をさせていただきます。

それでは、改めまして②のご質問、避難の際の呼びかけについてでございます。

今回の避難指示に当たっては、車で避難しないこと、あるいは徒歩で避難することについての呼びかけなどの措置は取っておりませんでした。先ほど申し上げましたように、避難指示を発令はしたものの、実際の市の対応は自主避難に相当するような対応でございましたので、そうした呼びかけの徹底には至らなかったというのが当日の状況でございました。

ご質問のとおり、本市の津波避難地図などには「車での避難は原則禁止」と記載をしておりますが、一方で、避難行動要支援者を支援する方、あるいは避難所までの距離が遠い方などは車での避難が必要になることも想定されます。今後はそうしたことも踏まえながら、避難放送や防災あんしんメールにおける呼びかけの在り方などを検討する必要があると思っております。また、地域で行われております津波避難訓練では、最寄りの1次避難所を目指して徒歩での避難を行っている自治会、町内会がほとんどかと思っておりますので、その訓練への参加者の拡大を図りながら、どこに歩けばいいのかということを地域内で共有をしていただくことが重要であると考えております。

次に、③の避難所の開設についてでございます。

象潟、金浦、仁賀保の3公民館につきましては、速やかに避難所を開設できることに加えまして、暖房機器や毛布、非常食を常備しておりますので、直ちに避難所対応が可能となります。今回の判断としましては、まずは3公民館に避難所を開設し、その他の公共施設については、避難者の状況に応じて順次検討することとしておりました。しかしながら、本来避難指示というものは、対象区域内の全員避難を意味するものでございますので、その発令の際には、本来、より多くの指定避難

所を迅速に開設する必要がございます。今回市では全員避難を強く呼びかけませんでしたので、結果的に3か所の収容状況には余裕がありましたけれども、本来の全員避難の避難先としては、3公民館の開設だけでは不十分だったと言わざるを得ません。一方で、先ほど申し上げましたとおり、今回の対応等改めて検証しますと、マニュアルが整合していない中であって、津波注意報が発表されたら避難指示を発令するという、この発令基準の部分が非常に突出していたというふうに感じております。また、避難指示を発令するとしても、あれだけの広い範囲を避難対象にする必要はなかったのではないかとということも議論をしているところでございます。したがって、今後の津波注意報の発表においては、避難対象地域をより海岸部に限定した上で、その避難先として、あるいはその他の地域の方々の自主避難先として、主に三つの公民館を開設することを今検討しているところでございます。

次に、④の避難した人の割合についてでございます。

避難指示というものは、警戒レベル4に相当する災害への対応になりますので、本来住民が取るべき行動は、危険な場所から全員避難することでございます。ここで言う避難とは、避難所への避難が全てではありませんし、実際、今回も公民館の駐車場、あるいは屋外の避難場所、高台などに避難された方が多く見られました。今回避難場所以外へ避難した人の数を把握できませんでしたけれども、それらを含めたとしても、恐らく避難行動を起こした方の割合は相当低かったものと推測をしております。繰り返し述べていますように、今回市が全員避難を強く働きかけなかったということも大きな要因ではございますが、避難指示は全員避難であるということが地域に浸透できていない、そのことの現れであると率直に受け止めております。一方で、これも先ほど述べましたように、津波注意報に対する避難指示の対象区域が広過ぎたのではないかという見解もありますので、これを適正化する方法について現在検討しているところでございます。

このような今回の行政対応の経緯、あるいは問題点、そして改善策については、自治会長の皆様などに丁寧な説明をしながら、避難指示の発令時に自治会や住民の皆様が取るべき行動について確認し合い、訓練等を通じて周知・啓発してまいりたいと考えております。

次に、⑤冬季間の避難や要支援者への対応についてであります。

市では、避難所で使用する灯油ストーブや毛布、段ボールベッドなどを防災倉庫等に備蓄しております。しかしながら、市の備蓄で全てを賄うことは難しいため、避難の際には各自で防災グッズや防寒着、カイロを持参していただくなど、防寒対策をお願いすることになります。こうしたことはあらゆる機会を捉えて市民の皆様にも周知をしていきたいと考えておりますし、自主防災組織における資機材の購入に対する補助制度もございますので、引き続き行政懇談会などを通じて周知を図ってまいります。

要支援者への対応については、対象者名簿を自治会と民生児童委員に配布することで情報提供し、可能な範囲での避難支援をお願いしている状況でございます。今後は、行政や自治会、福祉関係者が連携して個別避難計画の作成に取り組むこととしております。計画の策定はもとより、その作業の過程を通じて住民同士が地域のことを知り、関係者間の認識が共有されることで地域防災力の向上が図られるものと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） ただいま1番から5番までお答えをいただきました。その中で、今回大変気になったのは車による避難行動だと思います。

先日のNHKの放送で、2011の東日本大震災の津波で大きな被害があったわけですが、岩手県の三陸町で、岩手県三陸津波から91年を迎えた今年、近くに避難する高台がないことから車を使った避難訓練が行われていました。その様子を映し出していたんですが、つまり通常の道路環境での避難訓練のため、地震により破損した等の道路事情を想定した訓練として、ふだんのスピードの半分以下のスピードで、いわゆる高台まで避難したということが放映されていました。

そこで車による避難について考えてみると、確かに近くに高台がないとすれば、車による避難も考えなくてはいけなく、食料や避難用品なども容易に積み込みができる。また、冬期間などの暖をとることも心配がないし、避難所も兼ねることもできます。また、車を使うことで要支援者や子ども、家族といったまとまった避難も可能になります。しかし、今回の能登半島地震規模の地震に見舞われた場合には、電柱や信号機の倒壊、道路の陥没や隆起、家屋の倒壊などにより、到底通行できないことが予想されます。そうすることによって、このまま路上に乗り捨て避難という状況になりかねない。そうなれば、そのような車の車列が救援や救助の妨げになり、被害を増大につなげるということが想定されます。このようなことから、様々な想定のもとに、車避難についていろいろと検討する必要があると思いますが、この点について伺います。

また、夏の日中と冬の深夜の発災では、死者、負傷者ともに倍増するというような報道もあります。⑤の冬期間での災害の備え、先ほど、今後訓練等を重ねて、安全な地域にするために、これからの課題だということでありましたけども、そのような前提において今後の訓練に生かしていただければなというふうに考えています。

先ほど話しました②の車による避難行動についての必要性についてお答えを願いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 答弁を先ほども申し上げましたとおり、通常、津波避難につきましてもは徒歩避難がまず原則であるということは、これまでも周知を凶ってきたところでございます。車による避難のリスク要因としては、やはり津波の水深のその深さによっては車の走行に支障を来たして動けなくなる。あるいは、今回の状況もあったようですが、渋滞が起きて身動きが取れなくなる。そういったことが一般的にリスク要因とされておりますが、先ほど私も申し上げましたとおり、実際には避難場所まで距離のある方もいらっしゃいますし、避難行動を支援しなければならない方を支援する方、車でないと連れていけないとか、様々なシチュエーションがあるかと思えます。で、私の考え方としては、まずは徒歩避難を想定した避難訓練を通じて、自分がどこ避難場所に歩いていけばいいのかというのをまず確認していただくのが第一かなと思えます。さらには、そこから戻る場所がなくなった際の次の避難所はどこに行くことになるのかまでを想定した後は避難訓練が必要じゃないかと。それを踏まえた上で、今後の個別避難計画等の策定の作業も通じながら、その車でないと避難できない人の把握であるとか、もしくは健常者であって

も避難場所に実際には遠い方であるとか、そういったところの地域ごとに実態をつかんでいただきながら、その次の段階として車での避難というものを想定した議論といえますか、検討をしていくべきではないかなというふうに考えておりますので、その先にその車でのひよっとすれば車を想定した避難訓練というものもあり得るのかなというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） ちょっと時間いろいろ食ってしまったので、急いでやりたいと思います。

次に、死因の大半を占めた建物の倒壊被害を最小限に食い止めるための耐震化について伺います。

①能登半島地震での死因で最も多かったのは、倒壊した建物の下敷きになったことなどによる「圧死」で41%、「低体温」や「凍死」による死因が14%。真冬に起きた災害で、多くの人が救助を待つなどの間に寒さによって体力が奪われ亡くなったとみられる実態が浮き彫りになったことも、間接的ではありますが建物の倒壊に起因しているものと考えられます。倒壊した大きな原因に挙げられるのが、家屋の耐震化の遅れ、6割ほどが基準を満たしていなかった。その背景には、過疎化による空き家の増加や、人口減少や高齢化による経済的な問題がのしかかっているようです。

そこで、社会資本総合整備計画（第3期地域住宅計画秋田県にかほ市地域）においては、住宅の耐震化率、全国平均87%であるのに対して、にかほ市では令和5年度64%から令和9年度80%を目指す目標を掲げています。実際のかほ市の住宅の耐震化率と、令和9年80%の目標値について、実現可能なのか伺います。

②建物の耐震化は所有者の責任において実施することで、そこには費用負担が発生するため、なかなか実施に踏み込めない市民も少なくないと推測します。さらに言えば、木造住宅耐震化までには、3段階の工程とお金の負担が生じます。最初が木造住宅耐震診断で、補助額は耐震診断に要した費用の5分の4（上限5万円）。その診断によって評点がつけられ、今度評点に基づいて次に木造住宅耐改修工事を行うための耐震設計をしていただかなければなりません。その設計に要した費用の3分の2（上限6万円）が補助額となり、やっと3段階目にかほ市内の施工業者と契約を締結し、耐震改修工事に着手となるわけです。補助額は要した費用の3分の1（上限60万円）。

耐震化率目標達成のための対策を伺いますが、工事着手までのプロセスの簡略化や、これまでにやってきた棟数、そしてそれぞれの過程における平均的な額について伺います。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、(2)のご質問にお答えをいたします。

初めに①の耐震化率の目標についてでございます。

令和9年度で耐震化率80%という目標につきましては、達成が不可能だとは捉えておりませんが、これまでの状況を踏まえたと、耐震化の進捗だけではなく、古い家屋の解体などによって耐震化率の分母の数字に動きがなければ、この数値目標の達成というのは現実的には非常に厳しいものと私どもは見通しておるところでございます。

次に、②についてでございます。

耐震化率の目標達成への対策の一つとして耐震化への補助制度について、これまでも市民の皆様への説明周知を図ってきたところでございます。今後は耐震化によって自分や家族の生命や財産を

守ることはもちろんのことですが、住宅などの倒壊によって火災が発生したり、道路を塞ぐことで復旧消火活動が妨げられたりして地域の安全性に大きな影響を与えかねないということを、市民の皆様十分に認識をしていただくような周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

耐震化補助制度を活用しての工事着手までのプロセスでございますが、本市の補助制度の申請段階としては、一つ目に耐震診断、二つ目に耐震改修設計、三つ目に耐震改修工事の三つの段階に分かれております。

なお、本市における耐震化補助のこれまでの実績であります。平成21年度の制度開始以降、耐震診断に対する補助は15件で、診断費用の平均が5万7,324円、補助額は全て上限の3万円となっております。また、耐震改修設計に対する補助は2件で、設計費用の平均が9万9,625円、補助額の平均が5万9,500円となっております。そして、耐震改修工事に対する補助も2件で、工事費の平均が421万5,000円、補助額はいずれも上限の60万円となっております。

本市の補助制度の利用促進という面では、申請段階の簡略化だけではなくて、どの段階にどれだけ補助するかや、耐震診断士の方との連携なども考慮して検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） それでは、(3)に移ります。避難路を阻んだ電柱の倒壊対策についてです。

壊滅的なまちの状況を映し出した映像には、道路に横たわる電柱も多く目につきました。電柱の倒壊は、それ自体が家屋を倒壊する原因にもなり得ますし、電線からの火花等による火災へとつながりかねません。避難時に直接その直撃を受けて被災したことについての情報は得ていませんが、道路を塞ぎ、避難あるいは救助活動に大きな妨げとなっているのは一目瞭然であります。本市においても、今年度から動き始める九十九島の基盤整備に伴い、そのエリアが無電柱化になることは、観光、安全両面でその対策に期待をしているところであります。国土交通省では、同様に「安全で快適な通行空間の確保」、「都市景観の向上」、「都市災害の防止」、「情報通信ネットワークの信頼向上」などを目的として無電柱化を推進しています。無電柱化の整備手法としては、整備費用の低減を図りやすい「低コスト手法」として、従来方式よりコンパクトでコスト縮減が可能としている浅層埋設方式を標準化し、電線以外の整備と併用した整備や小型ボックス工法などがあり、国からの援助も受けられます。

今回の能登半島地震を受けて、市内の中心部を皮切りに電柱の無電柱化に取り組むべきだと考えますが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1の(3)についてお答えをさせていただきます。

今回の能登半島地震や暴風雨などの災害または交通事故などにより電柱が倒れ、交通や避難に支障を及ぼす事例は数多く承知をしております。加えて、電柱は1本が倒れることにより、電線でつながれた隣の電柱も引っ張られて倒れ、連鎖的に被害が拡大するリスクがあることも承知をしてお

ります。

議員のおっしゃるとおり、無電柱化はそのリスクを軽減する上で非常に有効であるとは認識をさせていただいています。ただ、仮に無電柱化を進めるには、道路に共同溝などを敷設することになりますが、市街地などにおけるその事業費は1 km当たり約5億3,000万円をも要すると言われており、かかる費用が極めて大きいということになります。また、事業費は道路管理者が3分の2の約3億5,000万円、電線管理者が3分の1の約1億8,000万円を負担することになりますので、電線管理者の同意も必須要件となります。コスト縮減のために浅層埋設をすとしても、既に道路には水道管、上水道管、あるいは下水道管、都市ガス管などが埋設してあり、これらのほとんどが支障物件となることから切り替え敷設が必要となりますが、道路には新たな共同溝を設置する余地はないのが現状であります。さらには、現状、電柱に添架している防犯灯も専用柱を建て、新設する必要があります。これらのことから、実際の無電柱化事業については、土地区画整理事業、あるいは道路の拡幅整備事業などと併せて計画し、共同溝の敷設場所を確保した上で施工することが重要な要件になるものと考えております。

今回、象潟前川線の無電柱化事業も、路線の拡幅改良工事に合わせることができると、道路沿線が水田のため移転補償物件がないことによって計画が可能になったと考えております。したがって、市内中心部の無電柱化については、現状の市街地を大規模に再整備することにもなり、莫大な事業費が想定されることから現実的にはかなり難しいこととご理解をいただきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） ただいまの市長の答弁を受けて、無電柱化の取り組みというのは、昭和60年代から全国的に整備が進められてきていて、秋田県においても、先ほど答弁でもありましたけれども、電線共同溝などによる整備が行われているそうです。これは、無電柱化法第8条において、国が策定する無電柱化推進計画を基本として都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱化推進計画に定めるよう努めることとされており、秋田県においても推進するために定められています。また、無電柱化の際に、安全なまち、災害防災計画には、住み続けたいまちや住んで安心できるまちとしての大きなアドバンテージとなり得ると思います。大館市や秋田市などは、5年ないし10年のスパンで無電柱化の計画を策定しています。住んでいる市民、住んでみたい市民、移住定住といった人への大きな安心材料として、福祉対策と合わせて今後取り組むべきだと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

次に、(4)避難生活を困難にしたライフライン（給水）の耐震状況について伺います。

①「秋田県地域防災計画」第3編、地域防災対策にあるよう、ライフライン・インフラ等への影響の中で、「震度5弱以上の揺れがあった地域では、断水が発生することがある。」と記されています。能登半島地震での断水は半島全体に及び、復旧にはいまだに先行きが見通せない地域があり、生業や避難生活に大きな障害となっています。電気と水さえあれば何とかするという思いは、避難生活を強いられている方々の切なる思いかと思えます。

そこで、令和3年3月に、にかほ市国土強靱化地域計画、脆弱性評価結果の中で、「水道施設の耐震化率は高い水準とは言えない状況にある。また、施設の老朽化もあり、老朽化対策と合わせて

耐震化を着実に進める必要がある。」としています。本市の現在のライフラインの耐震化の状況と今後の整備計画について伺います。

②同様に浄水施設や配水池の耐震化の状況についても併せて伺います。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） (4)のご質問の①についてお答えいたします。

秋田県地域防災計画及びにかほ市地域防災計画でも示されているように、震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがあります。また、震度6程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止されることがあるとされております。

では、本市の水道施設の耐震化の状況はどのようになっているかですが、現在、上水道の総延長は約324k mで、そのうち耐震化済みの延長は全体で約116k m、耐震化率は35.8%となっております。本市で採用しております耐震管は、厚生労働省による管路の耐震化に関する検討会にて「耐震性あり」とされているものであり、内径200mm以上についてはダクタイル鋳鉄管を、内径200mm以下については排水用ポリエチレン管をそれぞれ使用しております。そして、これらの耐震管を経年管の更新工事の際に敷設することで、更新と耐震化を同時に図っております。また、平沢地区、金浦地区及び象潟元町地区の水道管は、旧町時代には各地区が独立しておりましたが、合併後に他系統との連絡管を整備し、水道水を流通できるような構造としたことで、万が一、一部の上排水場や管路施設が被災しても供給停止となりにくい、災害に強い構造となっております。

今後の対策としては、今年度に策定を進めている水道施設耐震化更新計画の中に、それぞれの管路施設の重要度に応じた整備計画を位置づけることとしております。いずれにしても、耐震化には多大な費用と時間が必要となりますので、6月に施行する料金改定も踏まえた上で、事業の優先度を確認しながら計画的に推進してまいりたいと考えております。

次に、②についてお答えいたします。

現在、市内の浄水施設は11か所、排水場は20か所ございますが、これらの施設については、詳細な耐震診断は実施しておりません。しかしながら、建設年度における概略判断は実施しており、平成9年に示された水道施設耐震工法指針に基づいて建設された施設については、一定の耐震性があると区分されています。平成9年以前に建設された本市の施設は、浄水場が3か所、排水場が9か所となります。先ほども説明したとおり、今年度、水道施設耐震化更新計画の策定業務を行っており、その中で施設の老朽化診断や耐震化診断の時期を計画することとしております。その結果を踏まえながら、適切な時期に施設整備を行っていきたいと考えております。

先日の能登地震の被災状況を踏まえても、水道施設は市民生活や社会経済活動に不可欠かつ重要なライフラインであることは立証されています。このため、地震などの自然災害、水質事故及び大規模漏水事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性を確保し、重要施設等への給水を維持するとともに、被災した場合であっても速やかに復旧できる体制の強化を今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） それでは、最後、(5)ハザードマップの運用についてです。

ハザードマップから見えてきた津波避難路の危険要素について、過去には日本海側では津波は発生しないという俗説が信じられていたため、逃げずに津波の犠牲になってしまった秋田県沖で発生した日本海中部地震では、当時遠足に来ていた児童や引率教員など、県内全体で79人が津波の犠牲になるなどしました。最も津波が高かった場所は現在の八峰町で、津波の高さが14mと記録されているそうです。2011年の東北地方太平洋沖地震が発生し、津波防災を行う上で、日本海側で起こり得る最大クラスの津波断層モデルの設定等を行うために「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年9月にその最終報告書が公開されています。その調査結果では、「日本海側では地震の規模の割に津波が高く、津波到着までの時間が早い」、「断層が沿岸に近いと数分で到着する」とあります。実際に平成5年7月の北海道南西沖地震では、マグニチュードM7.8の地震に伴い津波が発生し、江差港では地震発生から約7分で第一波が到達。後日実施した調査で、奥尻島で高さ29mの地点まで津波が遡上したことが分かったとあります。高い津波が短時間で襲来したことで甚大な被害が生じている。

そこで、にかほ市津波避難地図を見てみると、海岸付近の津波影響開始時間が17分から18分と記されている。また、避難訓練の在り方については、自らの暮らしている周辺の標高及び地形について理解している必要がある。例えば象潟駅前に住んでいる場合であれば、皆さん想像してみてください。象潟駅前に住んでいる場合であれば、駅周辺の標高は3mから4mです。津波警報が発表された場合、想定される津波は1ないし3m。津波は防波堤のない入湖ノ澗象潟漁港や小澗漁港から侵入し、海岸周辺地域から水没し始め、旧7号線を越えるように押し寄せた場合には、一気に駅前から武道島周辺は水没してしまいます。また、それよりかなり早く襲ってくるのが、象潟川を遡上して三本堰を遡上してくる津波。武道島入り口では三本堰の河床高は、私が測った時点では海拔70cm程度。川幅が上流に行く次第に狭くなっていることも津波が高くなることに直結します。また、大津波警報が発表された場合には、海岸線から最初の丘、海水浴場から最初1回上がるんですけども、その最初の丘、標高5.5mを駆け上がり、一旦かさや商店の交差点、標高2mから2.5mに駆け下りて再び旧国道、山海堂があるあたりですね、旧国道5.2mに駆け上がって、その後一気に7号線とJRを飲み込み、武道島を遡上し、高速道路裾野の山にぶつかって止まるということが予想されます。そのような状況になった場合には、ハザードマップの津波浸水深の色分け、象潟海水浴場とJR象潟駅を結び、武道島を経て東側の山の斜面までの横断周辺では大きく違ってくるのではないかと。むしろ海岸周辺よりJR象潟駅周辺や武道島周辺の浸水深が深くなり、また、浸水が引くにも、7号線や旧7号線などが壁になってかなり時間がかかるものと推測できます。

そこで、①実際の複雑な地形を遡上する津波を、そこに住んでいる市民たちはシミュレーションし体感する必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

②身近な避難場所まで津波より早く到着できるのか、再確認する必要があるのではないかと。

③ハザードマップ避難方向や避難影響時間についての見直しが必要だと思いますが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、(5)のご質問にお答えをいたします前に、先ほど大きい1番の(2)の②の市の耐震化助成制度の実績の私の答弁に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

平成21年度の制度開始以降の耐震診断に対する補助は15件、これは間違いございませんが、その補助額の実績でございますが、先ほど私は全て上限の3万円と申し上げましたが、途中で上限が変わっております。15件のうち13件が上限の3万円、その当時の上限の3万円。残りの2件が、その後の上限となった5万円という内訳に訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

それでは、改めまして(5)の①の津波のシミュレーションについてでございます。

平成25年8月に県が公表しました地震被害想定調査に基づく津波浸水想定等の検討結果データを使用して、本市におきましては平成26年10月に津波避難計画を策定しております。その際に、3Dの津波シミュレーション動画や、津波の動き方を図面上の矢印の動きで表現した動画などを作成しておりますが、ご質問にあるようなリアルな体験ができるようなものではございません。臨場感のある映像等を用意することができれば、出前講座などの機会に市民の皆様は津波の高さや速さを体感していただけるものと思っておりますが、今のところ、そういったものが手元にはないというところでございます。秋田市などで先行事例がございますので、参考にしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、②の津波が到達する前の避難の確認についてでございますが、先ほど申し上げました平成26年度に作成した津波避難計画では、本市沿岸部における津波の到達時間をマップに色分けをして示しております。各地域では、少なくとも毎年2回、避難訓練を実施していただいておりますので、そうした訓練の中で、この津波到達時間を考慮したような避難訓練などを行っていただけるようなことを改めて地域に働きかけながら、市としても、ほかのことも含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、③の避難方向や津波影響時間の見直しについてでございますが、先ほど申し上げました、平成25年8月に県が公表した地震被害想定調査に基づきます津波浸水想定等の検討結果のデータを基にして各市町村が津波災害のハザードマップを作っているという状況でございますので、このハザードマップに関しては県の被害想定と整合した内容になっているということでございますので、その県のデータにも変更があれば、それに基づいて避難方向なり、津波影響時間についても見直しを検討していくことになるというふうに認識をしているところでございます。

で、にかほ市の津波避難計画を策定した平成26年当時と比べて、市内の町並みであるとか環境については、それほど大きくは恐らく変化はしていないものと考えておりますので、実際には、まあ細部にわたっては分かりませんが、大きくは避難方向や津波影響時間への影響というものはないのでないかなというふうに、現時点では推察をしております。

なお、令和4年度に秋田県沿岸地域を対象に津波災害警戒区域が設定され、津波の想定水位が変わっております。県に確認をしたところ、避難方向や津波影響時間の見直しを要するものではないということを確認しておりますので、最後に申し添えたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（宮崎信一君） これで7番齋藤進議員の一般質問を終わります。  
昼食のため、1時10分まで暫時休憩といたします。

午後0時08分 休 憩

午後1時10分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番。

- 13番（佐々木春男君） 初めに、災害に対する市の備えはということで質問いたします。

能登地方の地震・津波による甚大な被害は、抑えようのない自然災害の恐ろしさを感じさせられます。災害に遭遇して亡くなりました方々にはお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を願っております。

秋田県が公表した地震被害想定調査では、「想定外を作らない」との考えのもと、「3海域連動型」を設定し、マグニチュード8.7としており、秋田市から由利本荘市にかけて分布する「北由利断層」マグニチュード7.3、秋田市と由利本荘市で最大震度7を見込んでいます。専門家は、「北海道から新潟沖にかけての日本海東縁部には、ひずみの集中帯があり、秋田で能登半島地震と同じような災害が起きてもおかしくない」と指摘しております。突然の災害に対応するためには、日頃からの備えが大事です。

(1)能登半島地震の教訓から、本市の災害に対応する備えと対策について伺います。

①避難所の電気、水、食料、冷暖房、トイレや備品確保に対する方針と備えの現況、また、プライバシーを守るための対策をどのように進められているのか伺います。

②市はこれまでも、音達調査の実施や屋外子局の追加、防災あんしんメールや防災速報アプリの導入など、改善に向けて取り組んでおりますが、防災行政無線の音声は屋内では聞き取りにくいという声はまだ多く聞かれます。情報の入手方法についてのPRと、防災行政無線を使用した情報伝達を今後どのように改善される考えか伺います。

③能登地域の災害の教訓として、道路の損壊等による「孤立」対策が求められておりますが、見解を伺います。

- 議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

- 市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな1番については、(1)についてはですが、①は担当部長からお答えをさせていただいて、あらかじめ②、③を私の方から答弁させていただきます。

情報伝達の改善等についてであります。初めに防災行政無線の音声は屋内では聞き取りにくいとのご指摘についてですが、これまでもですね多くの一般質問などで取り扱われてまいりました。

ご質問いただきましたが、そのときにお答えしていたとおり、音声の聞き取りにくさを劇的に改善することは、今後においても困難であるというのが実情であります。現在取り組んでいる防災行政無線強化事業では、IP電話通信網を活用する仕組みに移行することでシステムトラブルのリスクを軽減し、安定した放送を維持するとともに、スマートフォンアプリと防災あんしんメールによって放送内容を文字情報で配信する仕組みを導入していくというものになります。スピーカーからの放送については、これを昔で言うところの半鐘のようなものと捉えていただきたいというのが以前にも答弁させていただいておりました。情報の発信に気づききっかけとしていただいて、その後に様々な手段で詳しい情報を取得していただけるように取り組んでいるところであります。

ご質問にありますように、そうした多様な情報の入手方法をいかにPRし、周知するかが重要でありますので、市の広報やホームページ、SNSなどはもちろんですが、出前講座や集落サロンなどの地域の会合を含め、あらゆる機会を捉えて各年代への周知を図ってまいります。特に、高齢者などデジタル技術に不慣れな方々については、ご自身が直接情報を得ることが難しい状況もありますので、近隣の方や親戚の方、あるいは福祉関係者などから情報を伝達していただけるような地域における共助の意識の醸成にも努めてまいりたいと考えております。

次に、③の孤立対策についてであります。

これにつきましては、これまでも地域や家庭における備蓄の呼びかけや自主防災組織による物資購入への補助などを進めてまいりましたが、今回の能登半島の状況を教訓とすれば、市内で孤立する恐れがある地域を事前に調査し、把握しておくことも検討が必要であると考えているところであります。そのほか、リスクの度合によっては、衛星携帯電話の配置や臨時ヘリポート用地の確保なども検討しておく必要があるかと考えております。また、道路管理においては、特に孤立の恐れのある集落への道路状況について、県などと情報交換をしながら危険箇所の補強に努めるとともに、被災した際の道路復旧については、孤立状態を回避することを最優先として取り組むことといたします。今後は、孤立のリスクに関する市民の意識を高め、災害への備えを促進するとともに、市と県、NTTなどの通信事業者、警察、自衛隊などが災害時に協力して迅速に対応できるよう、日頃から連携を確認強化しておくことが重要であると思っております。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、私から前後いたしますが、(1)の①避難所の備蓄等やプライバシー確保についてでございます。

県と市は、発災直後の生命維持と生活の安定に欠かすことのできない水や食料、発電機など19品目を共同備蓄品とし、最低限度備蓄すべき量を定め、備蓄を進めております。本市では、これらの品目については、全て最低限度以上の備蓄を維持しているという状況でございます。現在の備蓄といたしましては、発電機が44台、水500m lを7,656本、食料として主食4,300食、灯油ストーブ15台、簡易トイレ2,030回分、ボックストイレ250セット、自動ラップ式トイレ8台などでございます。

プライバシーを守るための対策といたしましては、段ボール製間仕切りなどを50組、また、クイックシェルター——室内テントでございませけれども、これを45組備蓄をしており、これらにつきましては、今後も計画に増やしていきたいと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 大事なことは、先ほど部長からもお話しありましたように、水、電気、食料、非常に大事な基本的なところだと思います。それで、発電機も相当数用意しておるようですが、能登半島の災害の教訓から見れば、電気——とりあえず電気が必要だと思います。これ、私の方ではありませんが、あるテレビ番組で評論家が話しておったんですが、その避難所にソーラーを取り付けておけば、ソーラーで蓄電しておけば、すぐにできると。避難所には、避難するときだけでなく、別の使用をすることもあるでしょうし、そのときにもすぐに使えると。すぐっていうか、容易に使えるというふうなことを言っておられました。避難所にソーラーを取り付けるのも一つの方法ではないかなというふうに思います。それから、海水を真水にする機械もあるそうです、現在。そういうのも少し検討しておいてもいいのではないかなというふうに思います。

それから、防災無線ですが、だいぶ前の話ですが、新潟の確か糸魚川市だと思いましたが、大火がありました。そのときに、その災害のときに、火災のときに死者一人も出さなかったと。その原因の一つに——原因というか要因の一つに、この防災無線が各家庭の中にスピーカーに入るようになっていたと。それが一人の犠牲者も出さないで済んだというふうな話を聞いたことがあります。そういうことも、特に今、先ほど話にも出ましたように二重サッシとか、冬場になれば——冬場でなくても二重サッシで、それから夏になれば夏になったで、またエアコンなんかつけば窓を閉め切りになるでしょうし、そういうことから家庭の中にスピーカーがつくようなことも考慮してもいいのではないかなというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 質問をもう少しはっきりお願いします。

●13番（佐々木春男君） その防災無線の家庭のスピーカーなんかも、あと、避難所の水確保のための海水を真水にする装置とか、そういうものも考慮してもいいのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 最初のご質問でございますが、質問の趣旨といたしましては、電気にしろ、ソーラー、水にしても、恐らくは、今日の新聞にもございましたけれども、防災というものを特別扱いせず、その例えば日常生活の中で使用するものを防災にも流用するとか、例えば各避難所になってるところは、ふだんは各自自治会館とかそういう集会施設になっているということだとすれば、防災用に取り付けるとなればなかなかコスト高という話になるかと思いますが、その自治会館そのものの機能の一部に防災機能をもたせるというような恐らくお話なのじゃないかなと受け取りましたので、今後、例えば各そういった避難所に機能、指定されてるような施設がそういった改修とかそういったことのタイミングになったときに、防災を意識したようなそういう仕組みもそこにこう取り入れるというようなことは、我々考えていかなければならないかなというふうに、今の話を聞いて思ったところでございます。

あと、各世帯にスピーカー機能ということでございますが、今取り組んでおります防災行政無線の強靱化事業の中におきましては、その各家庭にスピーカーを設置することは想定していな

いところでございますので、まあ言ってみれば、ちょっと別の方式を選択して、そちらに向かっていくというようなまずことに、話になってしまいます。で、実際に電波事情が悪くて、その防災無線が届きづらいところに関しましては、戸別受信機というものを貸与しながら、ほかの世帯との情報格差というものが生じないように取り組んでいるところでございますので、今、にかほ市として進んでいる方向性としては、全世帯にスピーカー設置というよりも、先ほど市長が申し上げましたとおり、ある意味、半鐘としてのスピーカー放送プラス一人一人の携帯端末であるとか、そういったところへの個別の迅速な文字情報の配信といった方向性で進んでおりますので、何とかその方向性をご理解いただければというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 分かりました。ぜひそういうふうな、これから先は防災意識をした取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に、ハタハタ不漁と漁業者への影響と支援はということで質問いたします。

昨年ハタハタ漁は、出港日数が少ないところに、漁獲高が極めて少ない結果に終わりました。原因の一つに海水温の上昇が言われておりますが、漁業経営者にとってみれば、漁獲高の大幅減少、燃油の高騰は大きな打撃のようです。漁業は市民にとって、食に潤いを与えてくれる大事な産業の一つです。漁師の高齢化が進んでいるということもあり、漁業から身を引く人も出てくるのではないかと心配する声も聞かれました。ハタハタ不漁の影響による離職者を一人も出さないよう応分の応援が必要と考えますが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、ご質問の大きな2番についてお答えをさせていただきますが、詳細等、あるいは再質問等については、担当の方でお答えをさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いします。

市政報告でも述べさせていただきましたが、秋田県の令和5年の漁獲量は、ハタハタですが、沖合い、沿岸合わせて110トンで、記録的不漁とされた令和4年の197トンをさらに下回っております。市内における今期の漁獲量も、漁協によると沖合い、沿岸合わせて5.3トンとなっております。ハタハタの漁獲量減少については、秋田県に限らず、兵庫県、鳥取県、石川県、青森県、山形県、新潟県など主要産地全てにおいて減少しており、議員もご指摘のとおり、海水温の上昇など海洋環境の変化が資源低迷に影響していると言われております。

秋田県のハタハタ漁獲量は、昭和40年代前半は2万トン台でしたが、昭和50年の1万7,000トンを境に減少に転じ、昭和51年は1万トン、その後も5,000トン、3,000トンと年々減り続け、禁漁前年の平成3年は71トンまで落ち込み、平成4年から3年間の全面禁漁明けの平成7年には143トンでありました。禁漁後も漁獲量の上限設定や操業時間の短縮などの資源管理を継続し、平成12年には1,000トン台になりましたが、平成16年の3,258トンピークに再び減少に転じております。こうした現状に海面水温の上昇などの海洋環境の変化が伴い、現在の漁獲量となっていると思われま

また、昨年10年、秋田県水産振興センターは、令和3年から管理方法の漁獲努力量を従来の漁獲

枠から操業日数に切り替えており、これを継続することにより、親魚、しん魚は取り残せると考えられ、子どもの魚、稚魚との生存が好転すれば、漁獲量の回復が期待されるとしておりましたが、令和5年の漁期では漁獲量の回復には至っておりません。こうした結果を受け、水産振興センターでは、「従来の手法による資源管理が難しくなっている。今後は環境を考慮した管理方法を考えていくべきだが、どの環境要因がどのように影響しているのかが判然としないため、手探りの状態である」と述べられております。

かつて年間漁獲量の3分の1ほどを占めることのあったハタハタも、昭和58年には県全体で357トンまで落ち込み、それ以降も低迷しておりますので、現在はハタハタを漁業経営の中心とする漁業者は多くないと見込まれており、県御協南部支所によれば、管内でハタハタの不漁を原因とした離職者はいないとのこととあります。ただ、他市にはハタハタ漁のみを行う漁業者がおり、そうした方については漁師を辞めるということも考えられるかもしれませんが、こちらでは把握はしておりません。

なお、本市の漁業支援のうち、ハタハタ漁に関するものとしては、漁業共済事業補助金として共済掛金へ助成をしております。漁業共済は、不漁等による漁獲金額の減少を補填する制度であり、今年度は底引き網漁8漁業者と小型定置網漁4漁業者に助成をしております。

今後も海洋環境変化により獲れる漁種が変化する可能性が指摘をされておりますので、水産業の活性化に取り組む意欲のある漁業者を引き続き支援してまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 先般、漁業者からお話を伺ったんですが、燃料が倍になっていると。それから、ロープ、網などの資材も高くなってきている。網なんかは2年ぐらいで交換といいますか、取り替えしなければならないような状態なんだそうです。そういうこともあり、大変、今、大型の船、大型というか沖合いに行く船、船主、あるいは小さな船の持ち主、漁業者は、大変、獲れないところにそういう費用が高くなっているということで、大変厳しい状況に置かれておるところのようです。国の補償制度もあるんだそうですが、なかなか厳しくて——判定が厳しいといいますか、なかなかその枠に入らないというふうなお話もしておりました。ぜひ、この応援をして援助して、漁師が困らないように、漁師が漁を続けられるような援助をお願いしたい、こういうふうをお願いいたします。

次に、会計年度任用職員の処遇改善をということで質問いたします。

総務省の「地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果」によると、会計年度任用職員の約8割を女性が占めております。また、地方自治体の非正規職員は全職員の3ないし4人に1人まで広がっており、専門職にも広がっています。

自治労連の全国の自治体で働く62万人の会計年度任用職員、非正規職員を対象とした「いまだから聞きたい！誇りと怒りの2022アンケート」の中間報告の傾向と特徴を見ると、一つ、（ア）回答者に占める女性割合は86%に達しており、「会計年度任用職員制度」が女性労働に依存する制度になっている。（イ）「専門性」と「持続性」が求められる職種にまで会計年度任用職員制度が用いられている。（ウ）勤続年数5年以上が57%を占めるも、年収200万円未満が59%に達している。

(エ) 「単独で主たる生計を維持している」と回答した25%のうち、年収200万円未満（世帯収入200万円未満）が49%を占めていた。（オ）9割が「やりがいと誇り」を感じて働いているが、具体的な要求項目では上位4位を賃金に関する要求が占めている。（カ）公募による雇い止めへの不安、おびえを感じている。これらの根底には、労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法、最低賃金法が適用除外されているところにあります。

安心して働き続けられるよう、より質の高い行政サービスを提供し続けられるようにするため、①再度の任用に当たっては非公募とする。任用期間の上限を撤廃する。②時間給で働く職員の賃金を最低賃金の改定に合わせて時間給を引き上げることが求められます。上記①及び②に関し、本市の会計年度任用職員制度の現状と処遇改善についての見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） このことについては、担当部長からお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、3番のご質問にお答えをいたします。

初めに、①の会計年度任用職員の再度の任用に当たっての非公募と任用期間の上限の撤廃についてでございます。

本市の公務執行において会計年度任用職員の役割は大きく、行政サービスを提供する上で欠かせない存在となっております。会計年度任用職員の任用に当たっては、一般公募を行い、面接等による選考を行い、通常1年を任期として任用をしております。ただし、本人が希望し、かつ人事評価による勤務成績が良好な職員につきましては、最大2回まで再度任用を行うことができるという運用としております。2回の再度任用後、さらに本人が希望する場合は、一般公募に応募をいただき、選考を受けていただくということになります。

ご質問の非公募と任用上限の撤廃についてでございますが、国のマニュアル「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」、こちらでは、再度任用においては、できる限り広く募集を行うことが望ましいとされており、いわゆる平等取り扱いの原則及び成績主義、こちらを踏まえ、公募によらずに、それまでの勤務成績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、原則2回までとしているところでございます。本市においては、職員任用における平等取り扱いの原則と、その一方で、同一職員が継続して業務を担うことによる円滑な業務執行、この双方のバランスを考慮しながら、原則2回までとする国のマニュアルに沿った取り扱いをしているというところでございます。

国の会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査によりますと、毎回公募を行って再度任用している団体は全体の38%、公募を行わない回数等の基準を設けている団体は45%、毎回公募を行わず再度任用する団体は全体の18%となっております。再度の任用に関する法的な制限はございませんが、約8割もの団体が一定のルールを設けながら公募による任用を行っているというところでございます。これにつきましては、多くの自治体が一会計年度を超えない範囲内の職であるというところを重視して、そして国の考えを取り入れているということに他ならないと捉えております。

会計年度任用職員の処遇につきましては、基本的にはこのような国の考え方に歩調を合わせながら、その処遇の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 通常1年で、良好であればいいというか——通常1年って言いましたよね、任用期間。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午後1時44分 休 憩

午後1時45分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 大変申し訳ございませんでした。①の答弁の途中から追加して答弁をさせていただきたいと思っております。

本市といたしましては、現時点で非公募や任用上限の撤廃を行う予定はございませんが、公募により不安の声が挙がっていることにつきましては、これを受け止めなければならないというふうにご考えております。均等な任用機会の付与により、公平性を保ちつつ行政サービスを維持し、かつ会計年度任用職員が不安なく働くことのできるような任用制度の運用につきまして、他自治体の状況も参考にしながら研究・検討してまいりたいと考えております。

ここまでの①です。すいません。

次に、②の時間給で働く職員の賃金を最低賃金の改定に合わせて引き上げることのご質問についてでございます。

会計年度任用職員の報酬は、常勤職員の給料表を基に算定されておまして、現在、本市の会計年度任用職員の報酬において最低賃金を下回っている職員はおりません。

昨年5月、総務省から「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取り扱いについて」という通知が発出されまして、常勤職員の給与が改定された場合の会計年度任用職員の給与については、当該常勤職員の給与改定の取り扱いに準じて改定することとされました。本市においては、令和6年度からこの通知に基づく制度運用に移行することとしておりますので、今後、人事委員会の勧告により常勤職員の給料月額を引き上げ改定がなされた場合には、会計年度任用職員の給与もその年の4月1日に遡って適用することとなります。会計年度任用職員の処遇については、基本的にはこのような国の考え方に歩調を合わせながら、その処遇の向上に努めてまいりたいと考えております。

大変失礼いたしました。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） その国のマニュアルに沿ってやってきているというふうなお話でありました。やはり使われている方々の不安というか、そういうものを取り除きながら採用すべきものではないのだろうかというふうに私は思います。幅広く募集をかけることもないのではないかとというふうに私は思います。失業対策でもないでしょうしね、職員として採用するのですから、まず一つは、その職員が心配している、不安に思う公募、これを私はやめるべきじゃないかなというふうに思います。

それから任期ですが、ちょっと私聞き逃したんですが、通常1年、よければ2回までと。そうすれば計3年ということではよろしいですか。特にミス、ミスっていうか、仕事ぶりがよくなければ6年は使ってもらえると。仕事がよくない人でなければ、よい人だば、よい人であれば6年は使ってもらえるということではよろしいのでしょうか。この、ここの市の任用職員の方からも、非常に賃金が安いということと、公募になると非常に不安だというふうなことを聞きました。気持ちよく働いてもらうためにも、そここのところの、悪くない人のところは公募しないで続けて採用するような考え方は持っていないものでしょうかね。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 再質問にお答えをいたします。

最初に、公募をやめるべきではないかというご質問かと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、職員の任用に当たっては、平等の取り扱いの原則というものが大原則としてございますので、一定の広く募集をして任用する機会というものは、これは必ず確保しなければならないというふうに考えております。その一方で、佐々木議員がおっしゃられた、その職員の不安であるとか、あとは実際のその業務上、同一の職員の方が長くやることによってスキルがアップして業務に貢献していただけるという面との、それら全てのバランスを見ながら、先ほど申し上げましたとおり、原則は会計年度任用職員という名前のとおり1年の任用が原則なんです。その後2回までの再度任用を可能にしているというのは、その全体のバランスを見ているというところをご理解をいただきたいというふうに思います。

で、先ほど6年というのが再質問の中でございましたが、私、今言いましたとおり、最初まず公募に応募をして、選考を経て最初任用を受けた1年と、その後の再度任用、さらに言うとも再度任用というんですか——といった方が分かりやすいかもしれませんが、公募を経ない形では最大で3年の任用があり得るというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、給与水準に関しましても、先ほど申し上げましたとおり、これはどんどんどんどん勤労手当の支給も含めて常勤職員の処遇に近づいてきているというような状況ですので、そういったところの処遇の改善に関してもご理解をいただければなというふうに思います。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 市内の任用職員の方々、先ほども申し上げましたが、非常に給料が安いと嘆きの声と、先ほど来話しております不安、公募のときの不安、それらをなくして気持ちよく働いてもらえるよう、さらに努力してもらうことをお願いして質問を終わります。

- 議長（宮崎信一君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。  
所用のため、2時5分まで暫時休憩といたします。

午後1時54分 休 憩

午後2時05分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。  
次に、14番佐々木敏春議員の一般質問を許します。14番。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

- 14番（佐々木敏春君） それでは、通告に従いまして2点にわたり質問をいたします。

1点目は、能登半島地震を契機として、発災時の避難及び避難所開設における課題を把握し、対策を講じる必要があるとの観点からの質問でございます。

2点目は、学校教育における1人1台端末の活用に関して、地域格差の解消が求められている状況にあります。本市における現状と課題、今後の取り組みについて質問をいたします。

初めに、1番、発災時の避難及び避難所開設における課題の把握と対策についてであります。

元日に発生した能登半島地震による本市への影響は、震度3の揺れと津波注意報の発表にとどまり、当地における地震、津波の被害は、幸いにも大事に至らずに済みしております。しかし、津波注意報の発表を受け発せられた「避難指示」は、警戒レベル5段階の4に相当し、「危険な場所から全員避難」がうたわれているものであり、海岸部に近い住人においては、高台や避難所への避難行動が取られております。今回、地震発生から津波注意報の発表、避難指示の発令という実際の避難が行われる中で、事前には想定できないような課題も浮き彫りになったものではないかと思われま。これらについては、課題として明らかにし、今後に反映させる必要があるものと考えます。ついでには、発災直後、住民自らが主体となって行動を起こすことになる避難・避難所開設（自助・共助）について、次により質問をいたします。

(1)今回の避難の在り方をどのように捉え、課題の把握に向け、どのように取り組まれようとするのかについてであります。

①住民が取るべき避難行動の在り方をどのように捉えているか。

②避難行動における課題を明確にする調査が必要と考えるが、見解を伺います。

③避難所・避難場所における課題をどのように捉えているか。調査が必要と考えるが、見解を伺います。

- 議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

- 市長（市川雄次君） それでは、佐々木敏春議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、①の住民が取るべき避難行動の在り方についてであります。

これにつきましては、先ほど来述べましたとおり、今回の避難指示の対象のうち、避難所へ避難

された方々の割合は1.67%にとどまりました。それ以外の避難者数や避難状況は把握できておりませんが、実際に避難行動を起こした人の割合は相当程度低かったものと推察しているというのが見解であります。

避難指示発令の目的、これは危険な場所から全員が避難することですので、津波であれば、すぐに海岸付近から離れることを求めるものであります。市民それぞれが自ら一刻も早く標高の高い避難場所や避難所などに移動していただく自助行動と、可能な範囲で隣近所へのお声がけや要支援者への支援など共助活動についてもお願いをするものであります。

先ほど来述べているとおり、今回、行政の対応にも大きな課題が残りました。ですので、今後は市民の皆さんが安全確実に避難できるよう防災関係機関と連携をし、改善を図ってまいりたいと考えておりますし、市民の皆様に対しても改めて自助・共助の重要性について、出前講座や防災訓練、防災講演会等を通じて呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、②の避難行動における課題と調査と、③の避難所・避難場所の課題の調査につきまして、一括でお答えをさせていただきます。

今回の津波注意報への対応に関しては、これまでに地域の自治会の皆さんや民生児童委員の方々、そして防災士の資格をお持ちの市民の方々など多くの方々から様々なご意見を既にいただいているところであります。そしてそれらの声の多くが、ご質問にもありますように、市民の避難行動に関することと避難所・避難場所に関するものであります。特に自治会や民生児童委員の皆さんからは、地域での避難所の開設や避難誘導の必要性について、どうすればよかったのか、非常に困惑しているといった声を多数いただいております。

ご質問の調査の必要に関する見解でありますけれども、当然これは実施しなければならないと考えております。先ほど来申し上げてるとおり、市としては今回の行政対応の経緯や問題点を各自治会の皆さんに対して丁寧に説明する必要性を認識しているところであります。そして、避難指示の発令時に自治会や地域の皆さんが取るべき行動について確認し合い、さらには訓練等を通じて周知・浸透を図っていかなければならないと考えております。したがって、調査の実施に当たっては、今回の経緯を説明し、これから講じようとする改善策を示しながら、それに対する地域の課題や意見等を伺うような内容にしたいと現時点では考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 初めにですけれども、再質問させていただきますが、災害を乗り越えるためには、命を守る行動、避難が大きなウエイトを占めることとなります。そして発災直後においては、行政に頼るわけにはいかない、こういう状況になると言われております。自助・共助によるしかない、こういうことになるわけでございますけれども、その観点から、地区防災計画についてという観点で質問をさせていただきました。

私ごとになりますけれども、今回の地震発災の直後、町内の防災管理者と一緒に町内の状況確認のために回りました。その中で、これはと思ったことがありますので紹介させていただきたいと思っております。

ひとり暮らしの高齢者のお宅をチャイムを鳴らし、玄関を開けますと、防寒着を着て、懐中電灯

を持って不安そうに立っておりました。高台に避難する車のライトがつながる様子を見ながら、避難しようかどうか、次の一步が踏み出せないでいる様子でありました。このとき思ったのは、高齢者にとっては避難行動そのものにリスクがある。避難行動を起こすことに勇気がいるということでありました。やはり避難行動のスイッチを入れ、近隣同士で声を掛け合うなどの行動を明確にする、身近な単位でつくる避難のマニュアルみたいなものが必要だなというふうに痛感した次第でございます。

そこで質問でございますけれども、この今、市長からは、調査を実施するというふうにご答弁でございましたので、その調査、課題の把握に当たっては、高齢化した社会、そういった高齢者がいるということを念頭に置きまして、隠れたニーズにも光を当て、調査課題として吸い上げをしつかりとお願いしたいと思っております。できれば専門家も入れた調査が必要ではないかなというふうに考えます。そこで、現時点でどのようなものを調査方法として考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ただいまの質問については担当でお答えさせていただきますが、まず議員がおっしゃるように、実際の発災時には、行政ではなく、やっぱり自らが避難するということになるかと思っております。ですので、行政としては、発災する以前のやっぱり事前の訓練、あるいは周知活動、そういうのがやはり大切であろうということは改めて認識をさせていただいております。ニーズの掘り起こし等についての調査についての現時点での想定しているものについては、担当の方でお答えをさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、再質問にお答えをいたします。

現時点で想定している調査に関してでございますが、調査先といたしましては、各自主防災組織——自治会、町内会と言い換えてもよろしいかと思っておりますが、そちらに対しての調査というものをイメージしております。内容については先ほどの市長答弁にございましたが、多くの地域の皆様が今回の1日、2日に市内で起きたことと行政の対応に関して、どういう対応だったのかというところ。で、かなり大きな課題が様々あったことが、それが地域に対して大きな対応のひずみといえますか、どう対応してよかったのかというのが結果につながったということを私ども認識しておりますので、まずは先ほど私が齋藤議員の質問に冒頭でお答えしたような今回の経緯であるとか、行政で認識している課題等を、まず地域の自治会、自主防災組織の皆様にご知らせしなければならないと。その上で、その改善策というものをある程度行政として示させていただきながら、それに対する各地域の問題点であるとか事情であるとか、そういったものを吸い上げていくような形を今のところイメージしております。で、地域ごとにそういったものを、ご意見等をいただく中で、例えば佐々木議員が先ほどおっしゃったような個別のエピソードではございませんが、そういった実際に困っていらっしゃる方のそういった実例であるとか、そういったものが恐らく含まれてくるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

で、その調査結果をまとめて、さらに対応を検討していく中での専門家の知見の必要性という話、

ご提案かと思えますけれども、現時点ではそこまで、段取りといたしましては専門家の方をお願いしているとか、それを考慮しているというところまで考慮が至っておりませんが、実際には数少ない防災課のスタッフの中では、なかなかそういうところに至らない部分もあろうかと思えますので、非常に有効な手段ではないかなと、お話を聞きながら思いましたので、ぜひ検討してまいりたいと思っております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 今、総務部長の答弁をお聞きして思ったんですが、行政サイドの発する情報と、それから市民が必要とする情報と、食い違いがあるというふうに言われているのが防災の通念となっております。あくまでその地域防災計画から見た行政の目線と、住民が必要とする情報というのは、おのずと差異が出てくるのかなというふうに思うわけでございますけれども、しっかりとその市民目線に立った、そこから光が当たって見えてくる、そういったものをぜひ吸い上げていただきたいなというふうに思います。

もう一点お聞きいたしますけれども、この調査結果、これをどの計画に反映させようと考えていらっしゃるのか。まあ検討されてないのかもしれませんが、今、総務部長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、調査結果の活用に関してでございます。

今、最後におっしゃられたとおり、担当者間で具体的にこう煮詰まった話ではございませんが、担当部長としての私の考えですけれども、令和6年度に、にかほ市の地域防災計画の改訂を実は予定をしているということは当初予算の補足説明で申し上げましたが、この計画の改訂そのものは恐らくは年度いっぱいかかる作業かなというふうに考えているところでございます。本来は、いろんな防災に関する各種マニュアルが数ありまして、それというものは、この地域防災計画の下に位置づけられているものではございますが、今回のこのケースにおいては、地域防災計画の改訂を待つてられない状態ではないかというふうに私ども捉えております。したがって、この調査結果につきましては、それをもって、もしくはそれが来る前にしなければならぬことも中にはありますけれども、地域防災計画の下にある各種マニュアルですね、先ほど大きな課題と申し上げました整合が取れていない各種マニュアルの見直しに、まずこの調査結果を反映させていきたいなど。それを今年度から来年度にかけて作業をして、地域防災計画の改訂に先駆けてやる必要があるかなというふうに考えております。そういうことですので、最終的に地域防災計画を改訂する際には、逆にその個々のマニュアルとの整合も図っていくという、ちょっと逆流したような作業も実はイメージをしていると、そういう側面もあるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 総務部長のご答弁をお聞きいたしますと、地区防災計画じゃないかと言いたいところもになりますけれども、(2)番の質問の方にまいります。

災害初動期、住民主体の災害対応を行うことができるための対策として、地区防災計画の策定推進が必要と考えるが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)についてお答えをさせていただきます。

これまでの答弁の中でも自助・共助の重要性ということについては繰り返し述べているところがありますが、議員のおっしゃるとおり、地区防災計画とは災害時の初動における地区ごとの自助・共助の計画であるとの認識に立っております。そしてこの計画の策定に当たっては、それぞれの地区ならではの課題の具体化が求められるとも考えております。土砂災害、洪水、津波など、地区によって想定される災害は異なります。自治会の規模や支援が必要な方々の居住状況などによっても災害の対応は大きく異なると思われまます。実際に地区に住み、地区の特性をよく知っている方々がこうした計画づくりを進めることによって、地域の実情に即した密着性、あるいは自発的に取り組む率先性、みんなで取り組む連帯性、そして日常活動として展開する日常性などが併せて醸成されてくるものと期待をできるものと考えております。市としましても、地域における自助・共助の位置づけや、その仕組みを具体化・明確化しようとする取り組みに対しては、先進事例の提示やモデル地区の指定などの支援を検討したいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 地区防災計画について市長からご答弁をいただきましたけれども、これまで、この地区防災計画につきましては、二度ほど一般質問で取り上げております。今回が三度目ということになるわけでございますけれども、最初に取り上げたのは5年前ほどになると記憶しております。その都度、「検討します」と、こういうご答弁をいただいております。で、今、市長から説明がありましたけれども、この地区防災計画を地域防災計画と絡めて当局はどのような位置づけをしていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 恐らく佐々木議員がおっしゃる地区防災計画については、いわゆる法で言うところの市の地域防災計画の中に位置づけることができるわけなんですけれども、そこまでの格付といたしますか、位置づけをイメージした地区防災計画ではないと、なくて、ある程度、そのフリーハンドといたしますか、各地区のその実情、事情に応じたところの実効的な地区で定めるいろんなプランというふうなことだろうと考えております。

ということではあったとしても、やはり来年度改訂しようとしています地域防災計画の中におきましては、実際には、最初の市長の答弁にございましたように、災害に対する、まあ想定される災害の種類もそうですし、それに対する対応とか、実際に地域に住まわれてる人方の年齢層とか支援の必要度とか、みんなばらばらだと思いますので、そういったことを各地区の実情に応じて自らそれを検討していくということに関しては、それを進めていくという方針、考え方に関しては、地域防災計画の中にも非常に大きな方針になっていく、柱になっていく考え方なんじゃないかなというふう位置づけているところがございます。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 今、総務部長からご答弁いただきましたけれども、おっしゃるとおりに、国では地区防災計画を地域防災計画に規定し、連動させることで実効性を上げると、このように捉えているようでございますけれども、そこまでいかない発災直後、避難計画に限った、こういったそのマニュアル的なものでもよいのではないかというふうに私も思います。

で、必要だなという合意は、今回の地震発災の経緯からして得られたものというふうに思いますけれども、これを実際、町内会、あるいは、ちっちゃなコミュニティの場で、いろんな部署で動き出す、計画づくり検討に入るという、それをするために何が必要であるのかということですが、今まで何で進まなかったのかというこの辺も含めて、どのように捉えられているのかをお願いしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） これまでも議員による一般質問の中でご質問いただいて、それに対して私も、検討するといった場合は必ず検討はしております。ただ、なぜ検討がそれ以降、実態として成立していかなかったのかというと、やはり一つには、これ私の印象なんですけど、一つには、それが果たしてそこまで市民の方々、地域の方々に認識していただけてるかということ。要は、共に積み上げていく中で、市民の方々皆さんがやはり一緒にやろうという機運が醸成されていたかということの一つになってくるのかなというふうに思います。作る作業はとても大変だと思います。その作業を行う上では、やはり地域住民の皆さんの協力が必要です。一部の人たちだけではやはり作り上げられるものではない。多くの方々の同意をもって作り上げなければならないといったときに、やはり少し気後れしていた部分はあったのかなというふうに改めて思っております。

先ほど議員がおっしゃったように、必要性は今、コンセンサスとして市民全体の中で、まあ国民全体と言った方がいいかもしれませんが、得られたものと思います。いわば機運は醸成されてきたというふうに、むしろやらなければならないという認識のもとに今立つものと考えております。

何か補足することがあれば総務部長の方でさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 先般土曜日の日に、私どもの主催で防災講演会というものを開催させていただきました。市内の若い防災士の方と釜石市の方のトークセッションという形でやらさせていただきましたが、その中で、防災の第一歩という位置づけの中だったと確か思うんですが、地域を知る、人を知るというお話があったと思います。で、計画を作ると身構えますと、なかなかこれは敷居が高いと思うんですが、例えば先ほど来話題になっている、毎年行っている避難訓練を少しもうちょっと意味合いを持たせてみようとか、こういうことも想定してみようとか、ここからどこに今度避難所に行くことになるんだろうとか、今までと違った目線で見るとか、そういうことそのものが実際には知らず知らずにこういった計画に向けた一歩を踏み出していることになるんじゃないか。自然と地域を知ったり、近隣の人方を知るようなことになってるんじゃないかというふうにも思います。で、個別避難計画の策定にも向かいますので、必ずその作業の過

程ではそういったものが進んでいくんじゃないかなというふうにも思っておるところでございます。  
補足でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 私も町内会の役員をしておりますので、行政からの支援、シグナル、しっかり待っていきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問にまいります。

質問項目2番、学校教育における1人1台端末の活用についてであります。

「GIGAスクール構想」によって整備された1人1台端末環境は、令和の教育改革の柱である「個別最適な学び」、「協働的な学び」の充実に不可欠なツールとされるとともに、不登校、特別支援、病気療養、外国籍など多様な児童生徒の実情や特性に応じた、誰一人取り残さない学びを担保する上でも重要とされ、心の状況を書き込むなどにより、いじめ防止にも使うことができるインフラとされております。しかし、その活用においては、地域間・学校間の格差が発生しており、改善に向けた対策が急務とされていることから、以下について質問をいたします。

(1)文部科学省が令和4年に実施した調査結果(現小学校6年生が令和3年度までに受けた授業での1人1台端末の活用頻度)によりますと、「ほぼ毎日」活用が全国平均で55.4%、秋田県では33.5%、「週3回以上」活用を加えると全国平均は83%、秋田県は61%と、全国の取り組みと比較し秋田県は出遅れた状況となっております。現在の本市における端末の活用状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

①授業での活用頻度について。

②教職員と生徒がやりとりする場面での活用状況について。

③家庭での利用について。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） それでは、佐々木敏春議員の大きな二つ目のご質問です。学校教育における1人1台端末の活用について、このことについてお答えいたしたいと思っております。

初めに、(1)の①、端末の授業での活用頻度についてであります。

端末を活用した授業は、7校ございます小・中学校ともに、ほぼ毎日活用しているという報告を受けております。具体的には、ありますように協働的な学習を支援するツール、道具としての使用。あるいは教員と児童生徒、児童生徒同士の意見交換。そしてグループ討議っていうのがありますけれど、このグループ討議での友達の考え、これの共有化、あるいは見える化。それから個別最適になります。ドリル学習の活用。そしてこれがすごいんですが、実技を伴う例えば体育、体育の授業で前転だとか後転だとか機械体操の動画を撮って、どこがよかった悪かったというその見える化。さらに、皆さんもやってると思いますが、インターネット検索は、これ知識を得るためにやると。あるいは新聞作成、発表資料作成等、ありとあらゆる様々な教科で多様な活用、これがなされてると承知しております。

次に、②の教職員と生徒がやりとりする場面での活用状況についてであります。

やりとりですから、イメージとして授業中のやりとりを想定しますと、タブレット端末の活用については、何回も出てきます、にかほ市GIGAスクールハンドブックというマニュアル、活用事例、これがございます。これで事例を示しておりますが、学校訪問、私たち教育委員会もいたします。公開授業研究会もあります。授業を参観する機会におきましても、様々な活用事例が見受けられております。教職員と生徒のやりとりに関する実態としまして、生徒児童へのアンケートの実施、そして学校によっては学習支援ソフトによるコミュニケーション機能であるんですけど、これを活用してメッセージ、子どもと教師のメッセージの送信も行われていると、こういう事例もございます。

次に、③の家庭での利用についてであります。

教育委員会では、昨年度、令和4年度から、家庭へのタブレット端末の持ち帰りを推奨し、その促進を図ってきております。現状としましては、学校間で多少の差はございますけれど、夏休み・冬休みといった長期休業中に持ち帰りを実施しているほか、曜日指定で決めて持ち帰ってもらうなど、各校、あるいは生徒一人一人、あるいはクラスの児童生徒の実態に応じた対応、これが実情だというふうに承知して報告を受けております。今後におきましても、各校の実践取り組みを確認し合い、家庭への持ち帰りをさらに推進してまいりたいと、このように考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 私が最初に示した資料の数値では、令和3年の実態かなというふうに思いますけれども、秋田県は全国の中でもワーストスリーに入っておったと記憶しております。で、今、教育長からお話をお伺いいたしまして、ほぼ全国的なレベルに戻るといえるのか、至っているのかなというふうな印象を受けたんですけども、今、7校の中で抱えている課題というふうなものがありますでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

●教育長（小園敦君） ご質問ありがとうございます。まず前提条件を申し上げますと、国の政策、そして県の政策、さらには、令和の4年の2月の教育大綱でございます。ここに「ICT教育」、「英語教育の活用」と文言でしっかりうたっているということを踏まえた上で、各校にですねICTの活用を強くお願いしていると。この「強く」というのは、実情に応じて、指導する先生に対しても——ここ課題です、スキルの状況によっては指導の得意な先生もいれば、なかなかという、これは教員の側の研修をしていかなきゃいけない部分でございます。課題とすれば、まずはその教える側の先生方のスキルアップ。で、今これに関しましては、ICT指導員という、これは議会の皆様方のおかげをもちまして予算化をしまして、そして指導員がプロフェッショナルです、専門家が操作の仕方であるとか、あるいは使い方であるとかということをつらなければ即座に対応し、そして先生方のスキルを向上させていると、これが対応です。課題は、要するにスキルを上げるということですね。

そしてもう一つ大事なことは、その今、各校によって地域差があります。事情があります。例えば、今3年間の指定を受けている院内小学校。ここには、小規模校であり、さらに手厚く力を入れ

てるんですが、やはり規模の違いによっては、まだまだというところもあると、これも伺っています。これに対しては、次年度、令和6年度、教育大綱の目標、これを達成すること、3年目ですけれど、スキルを上げていくことで、その格差をなくすように対応したいと。具体的に言いますと、その指導員の配置であるとか、あるいは得意な先生の配置であるとかということで、私も正直申し上げてICTが得意な方ではございません。むしろ若い先生の方が力を持っているという、そういう状況ですので、できる先生が苦手だなという先生方に教えていく、これもある意味、教師同士の学びであり、学び合いになります。それが子どもたちに伝播していく。あるいは、中学生であれば子どもたちの方ができる。そして先生方にスキルを教えていくと。そうすると自己承認、自己有用感、これも教育じゃないでしょうか。このようにして、今課題にあるものを一つ一つ、発想を変えて学び合いにして、そして壁を越えていきたい、このように考えています。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 今、教育長さんの方から、子どもの方から——知見は高い方から低い方に流れるというふうに言われますけれども、子どもから先生の方に流れると、こういう状況だというお話ありましたけれども、子どもさん、児童、ここにおいては反応はどのようなものなのでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

●教育長（小園敦君） 全てが全てというわけではございませんが、私がこう学校訪問をして見た感じであるところでお話しさせていただくという前提でよろしいでしょうか。

子どもたちが先生にですね、「あれ、そこ違うよ」とか、「こうやるんだよ」というふうに言ったら、「あ、ごめん、ごめん」と。そうすると子どもたち得意げになりますよね。いや実は僕が教えてやったんだよって。で、そういうことというのが、クラス、あるいは授業の空間の中にあるというのは非常に大事なことだと思っております。教師が生徒に教え込むとか、つまり失敗するということを教師がしてはいけないと。多分先生は意図的に分からない振りをしたのかなと思いますけれども、それによって子どもたちが自信をつけていくと。操作の仕方や、いろいろこう、いわゆるICTを使えるということを伝えていくと。先生方に伝えるということと子どもたち同士では全然違います。そういう体験もあえて教師が役割を演じているんじゃないかと私は感じました。そして、今の私たちと違ってですね、子どもたちは、もう自由にICTを使えます。ですから、その使えるということについての、それを誰かに認めてもらうということと、承認ですね、自己承認、これができているというような、そういうその場面に会いまして、あ、これはいいなというふうに感じた次第でございます。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 本市の七つの学校においては、このICTの活用進んでいるというふうに、今、教育長のお話を聞いて思ったわけでございますけれども、次の質問にまいりたいと思います。

それでは、(2)本市における1人1台端末の活用の推進について、今後どのように取り組まれようとされるのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） 今後どのように取り組むかについてでございますが、タブレット端末は令和3年の4月から導入しております。で、初年度の令和3年度は、まず触れてみましょうということが目標でした。端末の立ち上げ方、あるいは基本的な活用の仕方を指導しておりました。また、インターネット検索や写真機能などの活用のほか、AI型ドリルを中心とした学習支援ツールサービスを使って、できることから実践しましょう、これが令和3年度でした。そして令和4年度からは、どの場面でのどのような使い方をするのが効果的か、こういう視点で、より高次の目標を掲げ、1人1台端末の活用を進めております。

先ほども申し上げましたけど、全員が全員ICTを得意とするわけではありません。教員の中には得意としない教員もございますが、各校では実践事例を共有することはもちろんですけど、GIGAスクール構想推進モデル校、先ほど申し上げました院内小学校での授業における実践をまとめまして、それを活用実践事例として蓄積して共有しようということにしております。このような事例共有のほか、ICT支援員の配置、そしてこれも特徴ですが、各学校からICTの活用を主体的に進める教員を選びましてICTマイスターという形にしまして、積極的な活用によって授業中の教員の補助、あるいはトラブル対応、そしてICT活用に関する教員の悩みや対応、研修などを行うと。日常的に効果的なICT活用の推進を進めていくという組織にしております。

今後のことですが、ICT支援員、ICTマイスター、そして情報教育支援員という方々も配置されておまして、この方々の連携を通して教員のICT活用指導能力の向上を進めると同時に、児童生徒においては、情報活用能力の育成を推進し、プログラミング教育、そして私はこれが重要だと思います、リテラシーの問題、情報モラル教育にも今後しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それですね、やはりそのタブレット端末を持って帰る、使うということで、その後の効果ですね、あるいは学力向上等については、まだ未知数なんです。持って帰ってるからいいやというのではなく、むしろ使わなくてもいいというのも大事と私は——後でお答えしようと思っておりますが、そういうことも含めまして、効果的な活用方法を学校間で共有すると。7校単独じゃなくて共有して、超にかほ一体と、オールにかほということで、授業にとどまることなく家庭でもより効果的な活用方法はないものかと研究し、さらに増やしていけるように、情報の収集、そして研修、研究、これを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） ありがとうございます。

それでは、3番の質問にまいります。不登校が急増し、不登校の理由も多様化しております。子どもの不調や遅刻の増加など、不登校への端緒に早い段階で気づき対応するために、1人1台端末

を活用し、子どもたちの心の状況を書き込むことができる「なやみ相談窓口」——仮称でありますけれども——などを開設する等、有効活用を図るべきと考えますが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

【教育長（小園敦君）登壇】

●教育長（小園敦君） それでは、(3)の悩みの相談窓口の開設など、タブレットの有効活用を図ってはどうかについてお答えいたします。

各小・中学校においては、いじめを含めた生活アンケート等によって子どもたちの実態を把握するとともに、悩みを抱え込んではいないかといった様子の変化や気づきをキャッチできるよう対応しているところであります。また、学校生活、家庭生活、人間関係など児童生徒が抱える悩みや不登校等に関する悩みについては、子どもたち、あるいは保護者が相談できる場所、窓口として、「スマイル」内に教育支援センター「ぱすてる」、これを昨年4月に開設したほか、教育委員会に教育研究所ございます、そこに不登校児童生徒指導員を配置しておりまして、「ぱすてる」と、そして隣接する子育て支援課など、ここ連携して対応しているところです。さらに、一昨年の10月、スマイル内に県が開設した児童家庭支援センター「こねくと」でも、子ども自身の悩みの相談を受けておりますし、秋田県としても児童女性相談部では、18歳未満の子どものあらゆる相談を受け付けております。

議員が述べられました悩み相談窓口へのタブレット端末の活用は、有効な手段の一つと考えられます。しかしながら、本市においては、先ほど述べました「ぱすてる」や「こねくと」、子育て支援課の「スマイル」内に集中して配置をしております。児童相談所等の関係機関との連携と協力体制が整っており、子育ての拠点として対応の強化を図ってきているところでございます。このように相談できる窓口は、学校を含む複数の窓口を用意してきております。こうした体制整備の成果・効果を今しばらくは見守るべきであると考えております。

なお、これと並行して、子どもたちが相談しやすい入り口としての機能性、なじみやすさといった面から、現代におけるコミュニケーションツール等も用意すべきなのか、その必要性を含めた状況把握と検証を続けてまいりたいと考えております。

また、タブレット端末を活用した相談窓口の環境、仕組みを整備するためには、教育相談に適した人材の確保、そして予算、財源の確保といったハードルの高い課題もございますので、現実性を見極める必要があると考えております。まずは、先ほど述べました相談窓口等を子どもや保護者へとしっかりと周知、周知すること、日常の子どもの様子を正確に把握すること、場合によっては家庭訪問等を組織的、計画的に行うこと、そして先ほど来何回も言っておりますが、関係機関との連携を通して子どもたちの心の状況を把握し対応するなど、今できることをしっかりと行うとともに、現行の体制、仕組みの効果、検証を継続してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 「こねくと」、「ぱすてる」、いろいろ子どもたちのセーフティネットあるよというご答弁であったと思いますが、この1人1台端末の持つ可能性といたしますか、その今

教育長がおっしゃったセーフティネットとは、ちょっと次元が違うのかなという気もいたします。不登校であれば「ばすてる」、いろいろこの情報を発信できる、こういう状況であればですね対応可能でありますけれども、まだそこに至らない、ちょっともやもやしたものを抱えている、でも「ばすてる」に行くわけにもいかないし、こういうやっぱり予備軍みたいな子どもさんたちもいるのかなというふうに思います。で、そういう子どもたちに対しては、この1人1台端末、簡単に先生とつながる、あるいは相談したい人につながる、こういうのはセーフティネットの一つとして、まあ使う使わないは別として、早期に整備すべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育長。

●教育長（小園敦君） 心の中に非常にいろいろなことを考えて、いろんところで不安感とかですね、それからつらいこと、そして人に言えないこと、様々な苦勞、苦しみを持っている子どもたちが多くいるなという感じは私もしております。そして今議員からお話ありましたセーフティネットの多様性という見地で様々な方法があるなというふうに改めて認知したところでございます。

先ほど申し上げましたように、今、現状ある、いわゆるネット上でつながっていかねば声を出せない子もいるよという、そういう議員のご提案に対しては、私ども受けまして、先ほど申し上げたように検討材料として今後の状況を考えていくと。で、今やらなきゃいけないことは、市としてですね、あるいは教育委員会として、連携してですね、いい組織ができました。それがつながって行って、どういう効果があり、どういう課題があるかということに力点を置いて検証していきたいというこの気持ちをご理解いただき、そして今受けましたような新たな時代のセーフティネットの在り方については、今日の議員のお話を踏まえて検討させていただくということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） ありがとうございます。検討していただくということでございますのでね、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に一つご紹介いたしたいんですが、隣の酒田市の方では、この1人1台端末を使った悩み相談SOSというのが開設してあるようでございます。これは市の教育委員会の職員の方が担当して、グーグルのホームクラスルームの機能を組み合わせて運用しているもので、費用はかからない。こういう取り組みもしている自治体もございますので、ぜひ参考にされて、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上で終わります。

●議長（宮崎信一君） これで14番佐々木敏春議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時02分 散 会

---

